

同(松本善明君紹介)(第二七四八号)

川崎市に自衛隊化学消防隊設置に関する請願
(小泉純也君紹介)(第二二八二四号)

靖国神社国家管理反対に関する請願(中嶋英夫
君紹介)(第二二八二五号)

同(西風勲君紹介)(第二二八二六号)

同(井上京君紹介)(第二一九九号)

元満鉄職員であつた公務員等の恩給等通算に關
する請願外四件(広瀬秀吉君紹介)(第二九二〇
号)

同外二件(西村英一君紹介)(第二九三〇号)

同外三件(毛利松平君紹介)(第二九三二号)

退職教職員恩給、年金のスライド制実現等に
関する請願(折小野良一君紹介)(第二九二二号)

同(竹本孫一君紹介)(第二九二二号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内
閣提出第六号)

○藤田委員長 これより會議を開きます。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議
題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。木原委員。

○木原(美)委員 前回に続いて質問を申し上げ
るわけですが、その前に、御承知のように、また昨
日北海道の雄別系列の炭鉱でたいへん大きな爆発
事故があつた。われわれもここに遺憾を感じま
して、私もまだ過去の新聞で内容を見た、こう
いう程度なんですけれども、本省のほうに何か報
告がありましたら、この際、ひとつお聞かせを願
いたいと思います。

○大平国務大臣 四月二日の十三時三十分ごろ雄
別炭鉱株式会社経営にかかる茂尻炭業所におきま
してガス爆発災害が発生いたしました。作業中の
労働者四十四名が罹災いたしました。鉱山保安の

監督の責任者といまして私もいたく責任を痛
感いたしました。善後措置の周到を期しますこと
もに、原因の究明に当たつておる次第でございま
す。

現地では直ちに鉱山救護隊を中心に救出作業に
全力をあげましたが、罹災者中二十六名が救出さ
れたのみで、残り十八名全員が死亡が確認され
て二日二十一時十分までに遺体の収容が完了いた
しました。

なお、救出されました罹災者は一酸化炭素によ
る影響を受けているおそれがありますので、一酸
化炭素中毒の検診が実施されております。

現地では、災害の報告を受けまして直ちに鉱山
保安監督局長外十四名の鉱務監督官が急行し、罹
災者の救出及び原因の究明に当たつており、本省
におきましても、鉱山保安局長が昨夜現地に急行
し、対策の推進を指揮いたしております。また、
本日政務次官を現地に派遣いたしまして、明朝関
係者を集めまして災害対策連絡會議を編成いたし
まして、罹災者の救護及び遺族に対する補償を中
心とした対策を講じておる次第でございませう。

○木原(美)委員 ガス爆発というものは炭鉱の事故
の中でもある意味では最も恐ろしい事故だ、こう
いうふうにも聞いておるわけでありませうけれど
も、特に御案内のように、茂尻炭につきては
、別会社案が提示をされて、いわば合理化の焦
点に立つておる会社であつた。そこにたまたま事
故が発生したわけでありませうけれども、御承知の
ように、政府でもこの一月でしかたかいはゆる炭
の再建整備にからんで事故の絶滅を期するのだ、
こういふ方針も出され、ある意味ではいろいろと
炭鉱の再建整備に関連をし、その裏側の問題とし
て事故のないように、こういふことで論議もし、
あるいはその対策も行なわれてきたと思つておる
が、そういう際における今度の事故、しかも現地
では別会社案が出されて、いわゆる合理化案が出
されて山元が不安にさらされて、こういふ報
道もあるわけでありませう。そうなりませうと、今度
の事故は、ある意味では起こるべくして起こつた

事故といひますか、不可抗力、いろいろな見解が
成り立つわけでありませうけれども、やはりいま推
進をされておる炭鉱の整理統合、合理化の裏側の
問題として深刻な問題があるように考へるわけな
んです。そこで、そういうことと関連をしておる
けれども、事故の起こりやすいいろいろな条件が
できておると思つておるのです。ですから、これは
単に通常の場限りの対策だけではどうもこの種の
事故は防げないのではないか、あるいは人員が極
端に減少しておるといふ問題もありませう。あ
るいはまた、その会社それ自体の命運が問われて
おるといふ状況の中では、経営者の側でも、ある
いはまた労働者の側でも不安がぬぐえない。心理
的な安定をしない状況がある。こういうふうなこ
とがやはり背景にあると考へなければならぬ。そ
ういふ際の事故だ。こういうことになりませうと、
これは単に偶発的な事故だといふことで処理でき
ない面がある。こういふふうにも考へるわけなん
です。そこで、これからは政府は既定の方針に従つ
て、炭鉱の合理化を推進するわけでありませう
けれども、それとの関連において、この種の事
故を絶滅していく上での何か決意のようなもの
はないでしょうか。

○大平国務大臣 通産省といましては、昭和
二十四年以来、鉱山保安法に基づきまして、炭
の災害予防のための監督指導に努力をしておる
のでございませう。具体的には保安監督官が常時
監督検査を実施して、炭鉱の保安状況の把握及び
災害予防のために必要な措置の指示、命令を行
なつておるほか、炭鉱労働者の教育、保安機器整
備のための補助、保安技術対策等の措置を講じて
まいつたのでございませう。

しかし、御指摘のように、最近、炭鉱がだんだ
ん深まってまいつて、稜行がむずかしくなつてき
ておるにございませう。この措置をさらに強化する必要を
感じまして、四十四年度におきましては、四十三
年十二月に出されました中央鉱山保安協議会の御
答申を受けまして、従来の対策を一そう強化いた
しますとともに、炭鉱経営者の保安に対する姿勢
を確立して、保安とともに保安のための助成措置
を一段と強化し、いま御指摘のガス抜き、密閉等
に対する助成措置を創設する等、新たな措置を講
じようといはしておるのでございませう。今度の石
炭対策につきましても、保安予算は思い切つて増
強しておる次第でございませう。

いま問題になつておるケースにおきましては、
先ほど申しましたように、原因の究明を始めたば
かりでございまして、これを周密に行ないませ
う、その結果を受けて、現在そのようなかま
でやっております保安措置で十分かどうか、十分吟
味して対策を講じなければならぬと考へてお
ります。

○木原(美)委員 大臣、お互いに政治家として考
えなくてはならぬことがあると思つておる。あな
たのおことばによりませうと、監督も十分やつてき
ておる、あるいはまた、特に保安予算等にも特段の
配慮を加えた、ある意味では監督行政の上からい
けば十分な手を打ち、あるいはこれから打つと
しておるのだ、こういふようなお話をございませ
うけれども、それでも事故が起こつた。おそらくこれ
は監督が不十分だつたといふ、言ひわけといひま
すか、そういう見解をするはずはないと思つてお
る。ある意味では十分な監督もやつておられたと
思ふ。しかしながら、それでも事故が起こつた。
そうなりませうと、監督も体制の上では十分行な
れてきて、保安対策もこれから十分考へていくん
だ。従来もそういうことが繰り返されてきたわけ
ですけれども、それでも事故が起こつた。しかも、
山元はなおこれからの同様な事故の起こる条
件というものが、ある意味では山積しておるん
ではないか、こういう問題があるわけなんです。今度の山
の事故については、これ自体についての事故原因
の十分な究明その他が必要でございませうし、
この問題についての結論、あるいは対策なりは、
その調査の結果を待たなくてはいいけませんけれど
も、容易に察せられることは、おそらくはやはり
政策のもたらしている不安、あるいはそこから引

○木原(実)委員 わかりました。

それではもう少し公害に関連をしてお尋ねをいたしておきたいのでありますけれども、御承知のように公害の問題につきましては幾つかの法案も準備をされ、世論もきびしくなってきたておる。こういう中で大臣にお伺いしておきたいのですけれども、公害対策を立てる場合に、通産省はどうか公害認識という問題について企業サイドにつき過ぎるのではないかと、こういう一般に批判があるわけでありまして、これはそれぞれ行政上の立場があるわけでありまして、ひとつ公害対策についての通産省の行政上の責任者としての御見解をひとつ承っておきたいわけなんです。

○大平国務大臣 公害対策はまず事業主体、企業側が本気になっていただかなければならぬこととございまして、国とか地方公共団体、付近の住民、四者が一体となって推進しなければ実効性があらぬと思っております。そこで私どもは、世上、通産省は企業サイドに立っているのではなからうかという先入感というか、色めがねでいつも見られがちでございます。私どもは公害対策の実効をどうしてあげるかに腐心いたしておるのでございまして、企業者側に立って、企業の利益を擁護する立場にないことは御理解いただけると思っております。ただ、やり方の問題といたしまして、高圧的な監督者の立場でやるか、十分先方が本気になるようなくあいに指導してまいるか、その呼吸の問題だと思っております。私が見ておるところ、世上でいろいろ言われておるうちに、企業者側が公害に冷たい態度であると思っております。これは企業経営上の一大問題でございまして、非常に真剣に立ち向かいつつあると私は見ております。また、公害対策に対して巨額の投資を惜しみなく投じつつあるわけでございますから、それを十分激励して、またそういう金融の道をつけることを促進して、それからまたそういうことをやるについて税制上いろいろな恩典も別途考へながらそれを促進することが私どもの任務と思っておりますのでございまして、そういうようなことを

企業側に立ってやっておるのじゃなからうかというように言われることはたいへん迷惑なのでございまして、問題は、公害対策ができるだけ速い速度において実効をあげることこそ念願しておるわけでございます。これからはますますその必要が大きくなっていくであろう、したがって通産行政の中の柱として公害行政というのは非常に大きなウェイトを持つてくるものと覚悟をいたして省員を奮励しておるといふ状況でございまして。

○木原(実)委員 弁明の趣旨を尊重したいと思っておりますけれども、世間問題になっております公害の問題というものは、この発生源なり、ことばは悪いですが犯人は次第に明らかになってきておる。これは結局煙突が煙を吐くからだ、こういう公害源も、いろいろな意味ではつきりしておる問題があるわけなんです。しかもおっしゃる通りに、従来企業としては、その公害について、たとえば投資の側面から必要な措置を行ってきた、そういう伝統があるわけなんです。ですからその切りかえということになれば、おっしゃる通りに、おそらく企業もたいへんだと思っております。そうなりますと、通産省の指導の方針としまして、方向としていろいろな関連の法案その他が出ておられますけれども、やはり企業それ自身が公害を発生する原因を企業の中でとめていく、その分に必要な投資はやはりこれを組み込んでいく、こういう姿勢に転換をしていくことが望ましいわけですね。やはりそういう方向で、ある意味では公害の発生源をまず企業の中で断ち切っていくのだ、こういうことに原則を置いて指導していく御方針でございまして。

に力点を置いてやってまいるつもりです。

○木原(実)委員 これはやはりこれだけ大きな社会問題になり、ある意味では政治問題にもなっているわけなんです、問題は、企業が対策を講ずる。しかし企業としての限界もある。国の施策としても限界もある。しかしながら煙は毎日出ているのだ。こういういわば過渡期の状態というものが続きそうな状況なんです。しかもそのことによつてやはり国民の健康がむしばまれていく。こういうことになりまして、これはやはり過渡期だからといって済ませないわけなんです。そうなりますと、指導の方向として、公害をまず企業がやはり発生源において断ち切っていくという方針がかりに明らかになされたにしまして、それが達成するまでの過渡期の指導体制、そういうものについて御配慮をございまして。

○大平国務大臣 二つに分けて、現に工場があり、いろいろ有害な排出物があるという状況のところ、これは排出の基準を漸次強化してまいりまして、防除に十分な措置を講ずるべきでございます。それから、これから新しく工場地域にしようとかというふうなところは、もうすでに設備を装置する前から、公害が起らない用意をまずして、いろいろな指導をやっておるわけでございます。そういうことを一方において徹底しつつ、現に発生しておるところには、だんだん行政を強化し、一方防止技術面を開拓してまいりまして、その速度を速めてまいるというふうにしていくと思っております。

うのが遺憾ながら現実であります。したがって仰せのように、これからローサルファのものの資源確保に一段と努力いたしますとともに、ハイサルファのもののついて何かくふうをしていかなければならぬわけございまして、その点は、すでに外国資本におきまして、採油をした現場でな低硫黄化というふうなことが行なわれつつあるやに聞いております。それを十分調べまして、政府もそれから関係企業も一緒になりまして、そういうことが可能かどうか、われわれは新しい施策としていま考慮をめぐらしておるところでございます。仰せのように、根源で断つのが一番早道でございます。そういう方法を何とかも考えなければならぬ、いまそういう調査を始めておるところでございます。

○木原(実)委員 私はあまり専門的な知識はないわけですが、これはやはりおっしゃったように可能性としては、あるいはまた通産省の考へ方の方向としては、将来そういう低硫黄分の、ローの分の輸入をふやしていく、少なくともそういう配慮はあるわけでございます。

○大平国務大臣 その配慮してまいらなければならぬと思っております。

○木原(実)委員 おっしゃったように、しかしそれがまだ十分ではないということになりますと、具体的にはたとえは脱硫装置を取りつける、こういうような問題がございまして、しかし、私ども聞いておる範囲ですと、この脱硫装置なるものも、一つには資金的な面が、コストが非常に高くつくというところ、あるいはまたそれだけ金をかけて、はたして十分なものが技術的に装置できるかどうかという二つの問題があるように聞いておるわけなんです、その点はいかがでしようか。やはりこれはまた経済的な措置としまして、脱硫装置を積極的に開発をしていく、そういうような御意向はございまして。

○矢島政府委員 御質問は資金的な問題と技術的な問題だと思っておりますが、資金的な問題は確かに相当大きい問題でございまして、一万パーレル当た

○大平国務大臣 おっしゃるとおりでございまして、なお公害防止技術というものがいま開発の途中にございまして、できるだけ政府側でも公害防止技術の開発をどんどんやりまして、その恩恵は企業に受けさせなければならぬという前提で、企業側がまず本気になって、みずからの責任の領域におきましては公害を起さぬという措置ができればいいかと私は思っております。

○大平国務大臣 そういう供給源がございまして、需要はほとんどふえます。ハイサルファのものは輸入しなければ間に合いません。

○矢島政府委員 御質問は資金的な問題と技術的な問題だと思っておりますが、資金的な問題は確かに相当大きい問題でございまして、一万パーレル当た

り二十億円ないし、最近のあれでは二十二、三億
円くらいかかるということに相なりますものです
から、たとえば普通のユニットで四万パーレルと
いうことになりまして、八十億円から九十億円く
らいかかるわけでありまして、この資金的な負担は
相当なものがあると思ひます。そこで、しかしこ
れはやっていただかなければならないので、通産
省といたしましては開銀の融資の中で特利、特ワ
クをとりましてこれを推進していく。現に四十
四年度予算につきましても七割の特利と四十億
の特ワクがとれておりますが、これだけでは足り
ないので、四十五年度以降はさらにそれを拡充し
ていきたい。なお税制上につきましても特別償却
を一応引き続いてとるといふようなことで、金融
上、税制上の措置をとりましてこれを推進いたし
たい、かように思っております。

それから第二の技術的な問題でございますが、
これも実は間接脱硫と直接脱硫でございますが、
間接脱硫のほうは、これは石油製品の需要構造の
関係でアメリカにおいて相当発達しておるの
で、それをとりあえず日本でも取り上げたとい
うことはあります。これは脱硫の点からいって
あまり十分ではない。やはり本命は直接脱硫とい
うことでもあります。直接脱硫となりますと、これは
世界どこでもまだ実用化されていません。たまたま
ノーハウはアメリカにあるわけでありまして、これ
も、それを入れてやっただけが最初というこ
とで、最初に実用化するという点の、実用化の悩
みというものは非常にあつたわけでございます。
現にやっておりますところにおいても、その最初に実
用化したという悩みを悩んでおる状況でございま
して、非常に問題があるわけでありまして。

なお、いまの話は導入技術、外国のペテントを
導入するということでございます。そういうもの
のたまたまよつておるといふことではやはり限界があ
るわけでございます。相手のあることですから、
どこでも導入してやるというわけにはまいらぬ。
やはりどうしても国産の直接脱硫の技術を開発し
なければならぬ。こういうことで通産省におきま

しては先般来大型プロジェクトというのを二年前
から始めておりました、これが一応四十六年度半
ばぐらいには大型プロジェクトの研究は完成す
る、こういうような段取りになっておりました。
この大型プロジェクトによりまして国産技術の実用
化ができませんれば、そういう段階になれば相当程
度この重油脱硫も効果をあげていくのじやない
か、かように考えておりました。

○木原(美)委員 あわせまして、これはこういう
日常の問題があると思ひます。
たとえば大雪に重油をたく企業が参りまして
も、一社の場合ですとそれほどの被害がない。
しかしながらコンビナートと称しまして何社か集
合する場合には、その周辺の空気が非常に汚染さ
れる、こういう問題がございます。そうなりま
すと、従来いわゆるコンビナートシステムで企業
が集合をして、その地域がたとえば石油化学なら
石油化学のいわば基地化されてきた。こういう工
業化の方針があつたと思ひます。ところがやは
り一社ですと、比較的拡散化されて被害が相対的
に少ないわけですけれども、しかしながら数社集
まりますとなかなか、一社ずつにはそれほどのウ
ェートはないけれども、しかし数社になります
と、これは当然のことですけれども、非常に空気
が汚染される。こういう問題が現実の問題として
出てきておるわけですから、そうなりますと、公害予
防といひますか、その対策上、従来のコンビナ
ートシステムに対して何か工業立地上再検討する余
地といふものがあるのではないか、いかがでしょ
うか。

○矢島政府委員 先生御指摘のとおり一社だけで
あればさしたる問題がなくとも、これがコンビ
ナートを形成するということによつていわゆる複
合汚染という問題が生ずる。その複合汚染の結果
といふものが非常に大問題になる。そういう点に
つきましては、通産省としてはつとにその問題点
を認識しておりますが、産業公害総合事前調査
をむすかしの名前でございますが、そういうものを
昭和四十四年度から実施しておるわけございま

す。そしてすでに十数カ所につきましてやってお
る。それは主として先生御指摘のコンビナートが
できて、しかもそのコンビナートが今後発展して
いく。いまは数社だけでも、それがまたたくさん
出てくる。それから新増設もあるだろう。そういう
ところが、将来複合汚染はどうなるか。そういう
点につきまして、産業公害総合事前調査という
のをやつて、将来の企業の立地計画、新増設計画
を織り込みまして、その模型をつくつて風洞実験
をやつる。あるいは拡散の理論計算をやつる。こうい
うようなことをやつて、問題があれば事前はその
計画を改善させるというふうなことをいろいろ
やつておる。こういうのが通産省として先生の御
指摘の問題点に対する回答としては一番大きい問
題だろうと思ひますが、そういう際におきまして
も、行政指導が中心であります。やはりある程
度の法的な裏づけも必要の場合もありませんとい
うことで、いろいろ石油業法とか電気事業法と
か既存の法もございまして、そういうものをあ
る程度伝家の宝刀として持ちながらやつておるわ
けでございますが、場合によつてはさらに総合的
にそういう規制に關する法律が必要だということ
も考えられると思ひわけでございます。そういう
点も現在研究しておるわけでございます。

は企業を誘致するけれども、ある段階では非常に
困つてしまふ。こういう問題をかかえておる自治
体が多いと思ひます。そこでこの法的に規制を
していく必要があるかもしれないといふおことば
でございます。しかしながら、ここに
はもう明らかに矛盾が一方ではコンビナート
を形成したほうが経済的には有利であるという側
面と、したがつて企業はそういうところに集中し
がちなわけですから。しかしながら、集中すれば
だけ公害の発生度が高くなるというこれもまた簡単
な理屈もあるわけなんです。そうしますと、簡単
にいいますと、どっちをとるかという問題です
ね。これからのやはり指導の方針の方向として
は、経済的な利益もさることながらやはりできる
だけ国民の健康を守つていくといふような立場で
工業化の立地条件も考えていきたい、こういうふ
うに解釈してよろしうございませうか。

○矢島政府委員 おつしやるのとおり、コンビナ
ト等を形成して、いわゆる集積の利益というも
のを求めるのは、企業の経済合理性から当然で
ございまして、それから企業を誘致しようとする
自治体にとつてみれば、拠点開発の考え方から
いふところへ持つていかなければならぬとい
うことは当然あるわけでございますが、他方公害の問
題といふのは別途考えなければならぬといふこと
で、その企業の集積の利益の追求といふ合理性の
問題と、それから公害の防止といふものかね合
いを考えていかなければならぬ。そういう点があ
るからこそ、われわれは、先ほど申し上げまし
たように、将来の計画を十分見て、公害防止上差
しつかえないかどうか、たとえば大気汚染につ
いて見れば、環境基準をオーパーするかしんないか
という点を考えまして、やつておるわけございま
す。もし、いかなる改良指導をやつても、大気汚
染上環境基準をオーパーするとか公害防止上非常
に問題があるということになりますれば、それは
分散誘導といふことで、もつとほかの地域へ誘導
していくといふことを考えなければいかぬわけ
です。そういう点も、通産省の立地政策としては、

は企業を誘致するけれども、ある段階では非常に
困つてしまふ。こういう問題をかかえておる自治
体が多いと思ひます。そこでこの法的に規制を
していく必要があるかもしれないといふおことば
でございます。しかしながら、ここに
はもう明らかに矛盾が一方ではコンビナート
を形成したほうが経済的には有利であるという側
面と、したがつて企業はそういうところに集中し
がちなわけですから。しかしながら、集中すれば
だけ公害の発生度が高くなるというこれもまた簡単
な理屈もあるわけなんです。そうしますと、簡単
にいいますと、どっちをとるかという問題です
ね。これからのやはり指導の方針の方向として
は、経済的な利益もさることながらやはりできる
だけ国民の健康を守つていくといふような立場で
工業化の立地条件も考えていきたい、こういうふ
うに解釈してよろしうございませうか。

貿易について何かこの際一歩前進をさせていく方向というものは考えられないか。御案内のように、佐藤内閣の政治姿勢について北京でいろいろと論議があったように聞いておりますけれども、しかしその佐藤総理も、経済交流は進めたいのだ、こういう御発言もあるわけでありまして、そうなりますと、ともかく北京で覚書貿易が一応の協定に達したという段階で、これからの日中貿易の進め方について、これは通産大臣としての御見解をお伺いしておきたいと思っております。

○大平国務大臣 一般的に申しまして、通産省の立場といたしましては、グローバルに貿易を拡大していきたい、その相手国がどういう政治体制をとっておると、そういうことにかかわりなく拡大の方向に持っていきたいということでございます。ただ、戦後になりました、ドイツであるとか中国、あるいはベトナムとか朝鮮半島、そういうところには不幸にいたしました二つの対立する政権ができておるといふことでございます。そこで、両方ともうまくつき合うことができれば、われわれの立場から申しますとたいへん望ましいのでございますけれども、そういう離れわざもできませんので、結局一方の側とおつき合いを。一方の側とは民間側で非常に制限されたおつき合しかできない。そういう環境がもたらす制約は、どうしてもお尋ねの日中貿易にはあるわけでございます。でございますから、この問題をもっと円滑に伸び伸びとやってみようというののために、そういう環境上の制約を取っ払われなければならぬ。言いかえれば、中国問題というのは最終的な解決をしていただかなければいけないわけでございます。でございますから、そうなりますと、もう私どもの守備範囲を突は越えるわけでございます。

そこで、いま与えられたそういう状況のもとでどうするかということでございますが、できるだけ貿易拡大の方針に沿いまして最大限の努力を惜しまないことにしようということ。それからさらに貿易拡大の道を切り開いていくためには誠心誠

意やらなければならぬのじゃないか。今度の場合でも、あるいは食肉の輸入問題などの道が開けますとよろしいわけでございますが、これにはいろいろな制約がございますけれども、何とかその制約を解決いたさうという真剣な努力をやってまいったわけでございます。伝えられるところによりまして、この問題は合意に至らなかったようでございますけれども、私といたしましては、長いおつき合いでございますから、あらゆる段階、あらゆる瞬間、最大限の努力を真剣にやっております。おのれが一番大事なことではなからうかと考えておるのでございます。ただ、貿易は商売でございますから、いろいろな条件が合わなければなりません。時期や数量や価格や、いろいろな点でかみ合わなければならぬわけでございますが、実際の商談になりますと、私も希望するようにまいらない商談もいろいろあるわけでございます。そういう事実上の制約はございますけれども、最大限の努力を始終緊張して続けてまいるといふようにやりたいと思っております。

しかし、最大の問題は何と申しても金融の問題でございます。輸出入銀行の信用を中共貿易に認めるかどうかという問題でございます。この問題は、いふぶん前から問題になりました。一向に解決の目安が出てこないのでございますが、貿易である以上、輸出入金融をやる以上、特定の場合を例外にするなどということはおかしなことなわけでございます。ところが、このおかしなことが実際に起るのでございます。私がかつて外務省をお預かりしておりました時代に一度そういうことに踏み切ったことがあるのでございますが、そういうたしなまずと、御承知のように、国府側から輸銀という政府機関を使うということに対して強い関心が示されました。日台貿易がそのために非常な混乱をおこしたというふうな事情があり、吉田先生の訪台、私の訪台というふうなことがいろいろ続きましてというふうな一連の問題が起りました。その当時の国府側の態度がまだいまに至るまで解消するに至っていないのであります。

て、それがいいか悪いかは別にいたしましたして、事実がそうなのでございます。そういういろいろな制約条件が具体的にありまして、そういう条件の中で、何とかしてでも誠心誠意拡大の方向を模索していかねばいけない、そういうことでやってまいっておるわけでございます。そこで、御指摘のように、覚え書き貿易という方式による貿易は、品目が限定されております。米のような大宗たる商品は、もう日本は輸入する必要がなくなつたというわけで、金額的にはだいぶ落ちてまいりましたけれども、これが大量の取引が窓口一本化の形で行なわれることは、私は貿易の方式として非常に捨てがたい方式であると考えております。一方友好貿易のほうは、品目に限定がございませぬし、新しい商品をごんごん開拓し、市場をごんごん開拓してまいりまして、年々歳々ぐんぐん伸びてきております。一九六五年以後の連年の地位に比べてかわりまして、日本が中共にとつて最大の貿易国になって、王座を占めて占めてきておりますので、私はそういう困難な状況のもとにございまして、日中貿易はともかくも着実な伸展を見ておると思っております。でございます。この真剣な努力を始終今後も続けてまいらなければならぬ、そう考えております。この際これを大幅にふやす妙案はないかと問われましますならば、そういうふうな妙案はなかなか見つからぬと告白するよりほかはないと思っております。

○木原実委員 これは大臣おっしゃいましたように、いってみれば環境の整備が必要だ、こういう問題、ある意味では政治的な環境に制約をされる面が非常に強い、こういうことなんです。それをやはり突破していく道が、これまた貿易という交流にゆだねられておる側面も強いわけなんです。政経分離というたてまえでやってまいっておるわけでありまして、他の面ではやはりなかなか経済と政治というのは分離したい。事実上政経一体になって日中貿易は一進一退をしておる側面があるわけなんです。そこで、いまおこすにはありませんでしたけれども、

もたとはは輸銀の問題等につきましても、これはいふぶん長い問題でございます。この問題もきわめて明らか。また大臣もおっしゃいましたように、延べ払いその他の問題について、輸銀の金を使う、こういう問題についても、国によって差別がされるということ自体もまたおかしな話なんです。吉田書簡の問題等もめぐりまして、いろいろな問題が残されておりますけれども、もうこの辺は、大臣もおっしゃいましたように踏み切つて、整理をつけて、場合によれば必要な説得は台湾政府のほうにも話をするというぐらゐの積極的な姿勢を示して、やはりどこか突破口を見つけていくという姿勢があらまさんと、どうもこのままでございます。やはり大臣のおっしゃる環境上の制約の中で、これまたじり食になつていく可能性もあるのではないかと。過去にある段階では、同じような制約があつた中でも、経済的な交流が非常に活況を呈した一時期もあつたわけですね。そういう事実を、経済的な側面から突破口を開いていく一つの障害は、輸銀の問題についての制約を何とかやはり解決をしていくという努力、そういうことを含めて、何か明年度以降についての、前向きな積極的な方策を考へるといふ必要はございませんでしょうか。と申しますのは、もう御案内のように、西歐諸国の中では、かなり大きく中国の市場に進出しておる国々もあるわけなんです。それがいろいろの制約があるとはいへ、日本がこれだけ中国の隣りにいながら、現状のような貿易の程度で甘んじていっていいのかわらぬか。このこと自体は政治的な問題がこれまた伴つておるわけですけれども、しかしながら、特に大臣は佐藤内閣の有力な閣僚でもあるし、政治家として、日中の貿易の側面を踏えながら、何か十分な考えをおのれではないか、こういうふうにか考へるわけですが、いかがでしょうか。

○大平国務大臣 実は非常に前進しておるのでございます。一九六五年以後、私が申し上げましたように、中国にとりましては日本が第一位の貿易

国でございませし、その王座はゆらいでいないのでございませし。そういういろいろな制約があるにかかわらず、特に一昨年の下期から去年の上期にかけては、なるほどスロバダウソウの輸出もスロバダウソウをしたのです。これは中国側いろいろな文化革命その他の事情があったと思うのでございませし。ところが去年の下半期はたいへんな躍進でございませし、日本の中国向け輸出というものは、前年同期の三〇・九％という伸びでございませし。私も驚くほど伸びたわけにございませし。私どもも驚くほど伸びたわけにございませし。したがって、木原さんがじり貧になっておるじやないかと云われるのでございませし、それでないということ、いろいろな事情があるのかかわらず、日中貿易というものはじり貧な伸びを示しておるし、または示し得ると私は思っております。それで問題は、結局政治的な制約というふうなものがあるわけにございませし。いい悪いにかかわらずあるわけにございませし。それをどうしてリムーブするかと云うことに尽きるわけにございませし、これは私ども数年間、この問題には非常に苦悶を重ねておるのでございませし。そして閣府側に対しても、何回も何回もしんぼろ強く理解を求めたわけにございませし、これは経済的な問題というよりは、むしろ政治的な性格を持った問題でございませし。やはりこれは国際環境の成熟というふうなものを少し見きわめないと、打開の糸口がなかなかつかぬんじゃないやないかと考えておるのでございませし、そういうものにおきましても、問題は外交にしても貿易に反映するかというふうな勝負だと思っております。その点については、私どもはいろいろな雑音があり、いろいろな制約があるにもかかわりませし、黙々とがんばっておるわけにございませし、そういうことを無限に連続してまいりますならば、やがてまた春が来るんじゃないだろうかというふうに私は考えております。

○浜田委員 閣連。ただいま木原委員のほうから

根本的な政治的な問題等について、質問がなされておりましたが、私は具体的な問題について、いまの日中貿易に関して、大臣に見解を聞きたいわけです。と申し上げますのは、昨年来から牛肉の輸入がいろいろ話題になっておりましたが、まだそれがまきまきおられないように思いますが、どういう支障、ガンがあるのか、それらについてお聞きしたい。

○大平国務大臣 これは私ども輸入政策の責任大臣といたしまして、向こうから食肉の輸入については、いまのように牛肉が不足しておるし、物価政策、庶民生活の上から申しても望ましいことと考えて、これの推進にかかったわけにございませし。ところが家畜衛生上の行政は農林省が御担当でございませし、農林省側におきましても過去何回か使節団を派遣して口蹄疫の問題についてお調べになったわけでございませし。それで農林省側も、口蹄疫上の懸念が全然ないということが科学的に証明されますならば、あえて反対するものではないということにございませし、その問題の詰めに十分時間をかけてかかったわけにございませし、すけれども、なお農林省側が満足すべきデータを全部いま保有するに至っていないということにございませし。さらにこの問題を詰めるにかりますと、中国側にもさらに資料の提供を求めたり調査の協力を求めたりしなければならぬ。中国側にしてみれば、何回も調べて、もう問題点は説明は済んでおるじやないかと云うことで、そういうことをいまま調べるといふようなことはおかしいじやないかという中国側の気持ちもよくわかるわけにございませし。しかし、そういう問題をすつきり解決したあとで食肉—牛肉とか豚肉とか羊の肉とかいうものの輸入という問題を考えることは非常にひまがかりますので、ことしはとりあえず、それでは折衷案を考えて、日本側が輸入のために出しました船の中にいろいろな装置を用意いたしました、そこでかん詰めにするなり、あるいはソーセージ、ハム等をつくりまして、それで日本に持ち込むというふうな形にすればどうだということ

にしますと、農林省はそれであればけっこうだというふうなことになるので、古井ミッシンにそういう内容をお伝えいたしたわけにございませし。しかし、これは口蹄疫の存在を前提として、先方のかんにさわったようでもございませし、ことしは実らなかつたようでもございませし、おるのでございませし、私の思いますが、最終前向きに問題点の解明にかかって、問題と真剣に取り組んでおって、打開すべきものは打開していくのだという、そういう姿勢を最終こちらがおるのでございませし、ことし不調に終わりましたことに絶望しないで、今後もうそういう問題点の解明には一そう努力していくべきものと思っております。

○浜田委員 ただいま通産大臣、たいへん前向きな御答弁ですが、私たちがいろいろ中国の言分なり状態を聞きまして、口蹄疫にこだわっておるけれども、実際はそれが原因じゃないのじやなかろうか、こういうことをいわれております。なぜかと申しますと、北京に西園寺さんが船会社をつくっておられるのです。しかしその人は船は持つておられない。そして中国の生肉をフランスなど欧州に輸出される。そのときに、日本の大きな水産会社の船を使って、中国から肉を積んでフランスなどに運ぶ。帰りにその船は漁労をして魚をとって、検査も何もなしのじやないのです。そして日本の家庭にどんどん魚が入ってくるのです。こういうことがいわれておるのであります。日本に輸入する食肉なんかには口蹄疫があるから困るのだ、これはおかしいと思われれば、向こうに浜田が言うのとおかしいと思われれば、向こうに行かれた人に実情を聞かれてごらんない。こちらの農林省はけしからぬ、そんなことを言ったりして、どこの圧力、だれの利益を守るためにやっているのかわらぬけれども、筋の通らないのものはだしいと思っております。それではますますいろいろ

会社の船で積んできた魚は、国内で消費させてはいかぬでしょう。こういう点、どのようにお考えになりますか。

○大平国務大臣 それは私にお尋ねいただくより、そういう問題は農林大臣のほうの担当だと思っておりますが、私の関知する限りにおきまして、いま言われるように、何か政治的意図があるとか、何として入れたくないからそういう措置をとったとか、そんな気持ちは毛頭ありません。事実現実に私がこれをハンドリングしております、そんなことではなくて、もう一〇〇％家畜衛生上の科学者の意見というものでございませし。日本が口蹄疫に対して処女国である、どうしても一し万一のことであればたいへんだということ、非常に手がたく家畜衛生上の配慮をいたしておる、その人たちの気持ちも私も十分わかりませし。したがって、また中国といたしましては、最近ずっと口蹄疫がないことも私も承知いたしておるわけにございませし、両方の言分は一応理解できるわけにございませし。そこで私が申しましたように、そういう問題は問題としてずつと究明していこうじやないか、しかし時期があるのだから、ことしはこういうことでひとつオフアールしてみるかというふうに考えたわけにございませし。農林省に特に意図的な考えがあるとか、そういうものではないと思いません。

それからいま船の中に魚を積んで帰ってきた場合の家畜衛生上の問題、それは私の管轄でもございませし、私は全然それに対して判断力を持ちませんで、いかにべんいいたしたいと思っております。

○木原(美)委員 あわせてお伺いしたいのですけれども、朝鮮民主主義人民共和国がこの秋に平壤で日本工業展覧会を開催する、それに対する機械工業振興資金からの援助を打ち切る、こういう御方針のほうに聞いておるのですが、これは打ち切るといふことではございませし。

○大平国務大臣 この問題、かつて自転車振興会のほうから御援助申し上げた経緯もございませし。今後どうするかという問題についていま

いろいろ御相談をしておるのでございますが、何
さま自転車振興会の財政というふうなもので、いま
その一部は私どもが預かりいたしました。体育
であるとか、あるいは機械振興でございますとか
いう方面にいろいろ使わしていただいております
けれども、自治省の方面におきましても、その一
部均てん化の問題が出てきたり、自転車振興会の
財政の今後の展望を考へますと、どこまでこうい
う援助措置ができるかということについて確たる
展望を持てませんので、この問題をどうするか、
過去においていろいろ御援助申し上げた経緯もあ
るが、そういうことも成功させたいとは思います
るし、何か講ずる道がないものか、目下いろいろ
検討いたして、いろいろ関係者とも、御意向も伺っ
てみておる段階でございます。

○木原(実)委員 そうしますと、平壤でのこの工
業展覧会についての補助金の問題は、最終的な結
論は得ていない、こういうことでございますか。
○大平国務大臣 自転車振興会のほうに、補助金
というふうなことでやることは、いま申しました財
政の展望から申しまして、そこにやるというふう
なことは望ましくないじゃないかという考えでござ
います、一応、しかしまあ何かお助けする手を
考えられないかという代替措置につきましてもいま
検討中であるということでございます。

○木原(実)委員 これは、御案内のように、これ
はまた日中貿易と若干傾向は異なりますけれども、
北朝鮮の場合にも、御案内のように輸銀の金
が使用されていない、あるいはまた過去において
技術者が日本に来ることが制約された、こうい
うような問題がございます、しかも最近北朝鮮
との貿易が一定の軌道に乗りつつある段階、こう
いう状況があるわけですから、そうなりますと、過去
にいろいろな補助が行なわれてまいりましたし、そ
れを当事者が当てにしておるといふと語弊があり
ますけれども、当てにするといふよりもむしろ従
来そういう補助もいたしながら、ともかくやは
り北朝鮮との貿易を何らかの軌道に乗せようとい
う努力をしてきた関係者、これらの人たちが、こ

こで補助が打ち切られる、かりにこういふことに
なりますと、やはりそれによって受ける不測の影
響というものはあるのではないかと、こういふふう
に考へるわけですから、大臣のおことはによりま
す、かりに自転車振興会のほうからの、財政的な展
望で補助が十分に行なえない、そういう場合には
それにかわる措置でも講じてと、こういふ御配慮
があるようにいま承ったわけなんです、やはり
それだけの配慮は通産省としても当然していただ
かなくてはならぬじゃないか、こういふふうに考
えるわけですが、その点はいかがでしょうか。少
し話を詰めるように申し上げます。

○大平国務大臣 でございますから、いまその関
係者と、その御意向もいろいろ聞いたり、私ども
の都合もいろいろはじいてみたりなんかしまして、
何か手がたないものかということも考へておる
のでございまして、私は終局的に十分御納得を得
てやりたいと思っております。

○木原(実)委員 この際に申し上げておきたいと
思うのでございます、私どもは政治的にも——こ
れは例の日韓条約が締結されました前後におき
ましても、当時佐藤総理も、韓国との間にこうい
う形での国交の回復ができるのだ、続いてやはり
北のほうともやっていくのだ、こういふおことば
があったと思っております。これは私どもとしては当
然のことだと思っております。やはり日中の場合と若
干異なる。と申しますのは、御案内のように、朝
鮮はいま三十八度線以南に国が分断をされると
いう不幸な状態にありますけれども、しかしなが
らやはりわれわれとしましては、そういうことば
が適當かどうかかわかりませんが、旧植民地
国に対する宗主国としての道義的な責任というも
のがあると思っております。現在日本のいろいろな経済
状態というものが、ある意味ではここまで伸展を
してまいった、こういう状況の中では、かつて長
期にわたって植民地であった隣国に対しては、
やはり何よりも安定をした、でき得べくんば一つ
の民族が統一をして安定をした隣国として発展を
していつてほしいという願望が、これは國民の中

には強くあると思っております。しかしながら不幸に
して三十八度線以南を分断をされておる。しかも、現
在日本の政府は、南と国交の修復はいたしておる
けれども、北についてはきわめて不自然な状態が
他の分野でも残つておる、これはわれわれとして
はまことに遺憾なことだと思つておる。ですから
、そうであるけれども、われわれとしてはその現実
を認めながら、やはり隣国の民族が平和で安定を
した環境ができるように最大の努力を傾けていく
というのが、これはもうイデオロギーやあるいは
また政治的ないろいろな問題を抜きにしてつとめる
のが、これはわれわれとしての責任ではないかと、
こういふふうに感ずるわけですから、しかしいま申
上げたように、南のほうとはいろいろな意味で交流
が重ねられておりますけれども、北のほうとはま
ことに細々とした関係しかない。日展等もその
中のきわめて限定されたかほをいつながらに
すね。それさえもかりに政府のほうで何らかの従
来のような措置もとれない、こういふことになり
ますと、これによって起こるいろいろな波及とい
いますか、波及的影響といふことも、そういうも
のはやはり深刻なものがあるのではないのか、こ
ういふふうに考へるわけがあります。そういう観
点で、これはいま申し上げましたように、北に対
してはほかに問題がありますけれども、やはり
いろいろな政治的な障害を乗り越えて、少なくとも
経済的な交流ぐらゐは積極的に進めていく、こ
ういふ姿勢をとつたらいかであるかと思つてお
るわけでも、いかがでしょうか。

○大平国務大臣 木原さんのおっしゃることは、
日本の立場としては当然なことでございますが、そ
うやりたいわけでございますけれども、先ほど冒
頭に申しましたように朝鮮半島に二つの政権が対
立しておる状況になっておりました、一方のほう
と嗜好をしておる、いわば三角関係にあるわけな
んです。そこでも東独と西独の問題、北ベトナム
と南ベトナムの問題、中国と台湾の問題、これ
みんな同じ性格の問題でございまして、対日関
係はそれぞれ三角関係を見ますと、対日関

心の濃淡とか対日貿易の——ドイツのように非常
に遠いところというのは比較的希薄なものですけれ
ども、韓国の場合なんか非常に濃密でございますし
て、したがっていろいろなことをやりました、
日韓関係それ自体に非常に深刻な影響が及ぶこと
にもなるので、そういうやっかいな制約がわれわ
れいつも横腹にあるわけでございますから、やり
方があなた方から見ると、いかにも勇気のない、
こそくでつまらぬじゃないか、こういふおしかり
があるのは無理がないと思つてございましてすけれ
ども、実際上そういうような関係を置かれており
ますので、すつきりとしたことがなかなかできな
い。できないけれども、私どもの立場では、体制
のいかんにかかわらずグローバルに貿易は伸ばし
ていくのだという日本の方針にいつも立ち返りま
して、相当われわれもいろいろ精めつけられるこ
ともありますけれども、腹の虫を押さえて、で
きるだけの手を冷静に講じて、貿易の拡大の道を
模索していつていくつもりなんです。したがって
いまの問題も、私は一方的にこれはだめだとい
うようなことでなくて、実際上は十分御納得がい
くように御懇談の上、最終的に措置を講じるつも
りです。やっておりますのでございまして、そこらあたり
の苦心のあるところも御了解を願いたいと思いま
す。

○木原(実)委員 これは御苦心のあるところを了
解をせいとおっしゃるわけで、これは重々了解を
するわけなんです、しかしながらこれは、繰り返
すよりですけれども、大平さんは佐藤内閣の有
力な閣僚であるし、単にグローバルに貿易を伸ば
すというだけのことではなくて、私が先ほど申し
上げましたような立場というものは、これは日本人
だれでも考へなくてはならぬことですね。たまた
まわれわれの意図にもかかわらず、実情は政治的
な制約が多い現状になっておる。しかしながら、
これを何とかして解きほぐしていくことが、
お互いこれは特に政治に携わる者としては共通
の課題であると思つておる。そうしませんと、あ
るいは三十八度線の危機が伝えられたり、あるい

らぬか、こういふおことはございませぬけれども、この状態は私に容易ならぬ状態だと思つてございまして、日本政府がいま仰せのように旗を振つてみても、それは実効がどこまであるかあがらないか予測できませんけれども、おそらく一応旗を振るだけのことになるのじゃないか、私はそういう見通しを持ちます。

ただ、国連というものがあつて、いろいろなそういうルールなきところにルールらしいものをつくつてくれるかという、労働とか社会とかいふ領域におきましては、いろいろな国際的な規制はつくつてある程度の成果はあつておりますけれども、政治問題になるとからつきし力がないという状況でございます。したがつて要は、問題は、先ほどお答え申し上げましたように、情勢の熟成を少し待たなければ、その地域の政権のあり方、住民の考え方もだんだんと変わつてくるとか、それから周辺の環境も変わつてくるとか、何か分別を出さうじゃないかという機運が出てくるといふような契機をとらえないと非常にむだな動きになりはしないかという心配をしております。ございまして、日本政府として当面考えておかなければいかぬことは、先ほどの日中貿易について木原さんのお尋ねに対して私が答えましたとおり、われわれは誠心誠意事に当たるのだ、どんな制約があつてもその制約下において貿易は拡大し、関係を深めていく努力をやるのだという主体的な真実性を——これは朝鮮半島ばかりではなくてどの地域に対しても一貫してやつてまいるといふことが当面の任務であつて、いま大きく国際舞台で旗を振るといふのは少し均衡を失したことでなからうか。それじゃそれを頭に置いてはいかぬなんて言つていふのではなくて、實際上そういうことを頭にいつも置いておくことは必要でございますけれども、一国の行動なんというものを軽率にやつてはいけないので、ある契機をつかんでから実効ある措置を講ずるにはまだ事態全体がプリマチアであるというように私は判断します。

○淡谷委員 関連ですからもう私遠慮しているの

ですけれども、いま非常に大事なところに差しかつておりますので、もうあと一、二問お許しを願いたいと思つております。

これは、志賀直哉の「暗夜行路」からゲーテの「ファウスト」の冒頭のファウスト博士の告白に至るまで広範な例をお引きになりました、たいへん私は啓発をされましたが、ただ「暗夜行路」も、非常にけわしい暗い行路であつても、「豊作じゃ豊作じゃ」といふような一つの場面もございましたし、人間的な感情のつながりがはつきり出ておりますし、特にゲーテの「ファウスト」に至つては、従来の「初めにロゴスありき」という聖書のことばが、非常にゲーテが苦悶の末に「初めにタートありき」と置きかえられたのです。この例を引くについても、従来も初めに理屈だけが先行しました。外交と貿易の問題は、前外務大臣であり現通産大臣である大平大臣を得て初めて政経一致した貿易に踏み切るタートが先行するところに来ていたと私は思つております。

この際、珍しくまともな御返答をいただいておりますので、もう一足踏み込んでひとつはつきりした御答弁をいただきたいと思つております。朝鮮に限定して申しますと、日本が南北両朝鮮の中にあつて政治的な融和をはかることはいまの場合ちょっとできないがといったようなお答えのように私は受け取りますが、もし朝鮮との貿易がそういう政治的な要因を含むならば、北のほうだけではなくて南に向けて日本の態度というものが、あまりに北のほうを刺激しないような態度をとられることが、この国の統一をはかり、同時にまた日本が貿易の路線を伸ばしていく上においても必要だと思つております。従来やますれば北のほうの感情を害し、北のほうの政治的な利害に影響するほど韓国とは接近し過ぎたようにわれわれは考えておりますが、そういう点に対して大臣の率直なお答えを聞きたいと思つて、そういう態度が北のほうへの貿易の隘路になつていないかどうか、お答えを願いたいと思つております。

○大平国務大臣 これは朝鮮問題ばかりでなく、アジア外交を進めていく場合において共通していえることだと思つてございしますが、日本は敗戦国でありながら戦後非常に復興と繁栄を見た。一般的にそういう国の国民としてあるいは政府として戦時中いろいろ迷惑もかけた。そしてなにお貧困、病気にあえいでいるアジア諸国に対するマナーといつたしまして、淡谷さんのおっしゃるとおり非常に用心深くなければならぬと思つてございします。日本がどういふマナーで臨むかということが一番根底にあると思つております。したがつて、何といつても人間はジュラシーの動物ですから、いまこつちの繁栄を誇つておるといふことがちよつとも鼻にかかるといふことがあつてはなりませんし、そういうことはあなたが御指摘される通り十分気をつけなければならぬ。その点は非常に謙虚な態度で終始せねばならぬと思つてございします。したがつて、現実の経済援助あるいは貿易その他の交流にいたしまして、やはり節度を踏まえてやる必要がある。そういう点からいふと、国交成立後の日韓関係というのは、なるほどあなたがおっしゃる通りに相当活発でございまして、貿易がうんと伸びておることでもございしますけれども、民間ベースの経済協力も予想以上のスピードで進んでおるといふようなこと、これは多少他の地域を刺激しやしないかという懸念は、私はあなたが御指摘されるのも無理はないと思つてございします。したがつて、どうしてもある種の節度というものを絶えず頭に置いてやらなければならぬという御注意に対しましては、私は全幅の同感を禁じ得ません。

○淡谷委員 あと一問で終わります。これは大臣のお答えのとおり、単に朝鮮の貿易の問題だけではない、ドイツでも、ベトナムでも、特に中国の問題は非常に大きなウェイトを占めると思つております。おっしゃるとおり確かに人間は感情の動物であります。力を持つて、だんだん男前もよくなつてきました日本が、相争つております同じ国内、同じ民族内の一つの政権に対して、ことさらに愛情を示し、ことさらに温情を与

えることは、このジュラシーをますます深刻化するおそれが多分にあると思つておりますので、特にこの二つの政権のあります国々については、そういう点で十分な戒心をもつて事を進めてもらいたい。これがまた一つの貿易を進める道でもあらうと思つてお申しますのは、自由圏内という目でもつて特に共産圏、社会主義圏に対してはきびしく出るといふような政治姿勢などは、大臣のグローバルな貿易路線をたいへん阻害するゆえんではないかと思つておりますので、この一点、お答えを願ひまして、私は質問を打ち切ります。

○大平国務大臣 仰せのとおり、これは日本人の心情、マナーが一番大事な、貿易とか外交以前の

問題として十分配慮していかなければ、せつぱくいろいろなことをやりましても、結局結果しないのではないかと、ことをおされるのでありまして、御注意は万々気にとめてまいりたいと思つて

害者というのとは一体どこだろかということになりますと、石油関連工場群なんです。亜硫酸ガス、SO₂でいえば重合着地濃度なんということが出てまいりますけれども、したがってこの一つのものの考え方の工場の場所からいって、逆にいえばこれはどの工場にも責任がある、こういう関係になると思います。いま工場の例を引きましたけれども、そこらところと公害基本法の公害に対するとらえ方、基本法とこれは書いてありますけれども、一体どういふふうにとらえればいいのかということですね。これはさっきの木原君の質問ともからみますので、当時、私は閣議で公害基本法を決定された日に、坊厚生大臣並びに通産省の関係の方々におでかけいただいて少し詳しく突っ込んだ質問をしたことがあるのですけれども、そこらところを、ひとつこの法律をおつくりになった立場からお答えをいただきたい。

○矢島政府委員 公害対策基本法第二条は、あえてここで読まなくても先生十分御承知でございますが、要点を申し上げれば、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当広範囲にわたる大気の汚染群でございます。いま御質問の四日市の例でございますが、これはおっしゃるとおり工場群でございます。ですが、基本法のたてまえからいいますと、必ずしも工場群でなくとも、単独の工場でもいいと思います。両方ですね。単独の工場でもいいと思います。四日市のような場合の工場群。ただ、被害者のほうが相当広範囲にわたるといふことで、それでしぼってまいりました。被害者の方が隣の人だといふようなことになりまますところは、民法の相隣関係といふようなことで解決することになりまして、公害対策基本法の公害にもならない、こういうふうに了解いたしておきます。

○大出委員 その二条のとらえ方を議事録に残したいと思つていま質問したので。大体考え方がはつきりしたようですから、それでいいのです。

そこで実は横浜、川崎地区の問題等がありますので、こういう質問から入ったのですが、防衛庁の関係の皆さんの時間的御都合もおありでしょうから、順序を逆にしまして、最初に基地公害とかから質問からお答えをいただきたいと思つています。これは大臣に承りたいのですけれども、日にちを申し上げますと本年の二月二十六日でございますが、二月二十六日に公害関係閣僚会議というのが開かれております。公害関係閣僚会議と申すのは、どなたとどなたがお出になることになっておるのですか。

○矢島政府委員 私、全大臣を全部ここで正確に御説明できませんけれども、非常に広範囲にわたつておりました、外務大臣とあと数大臣がお出になられたといふふうには了解しております。

○大出委員 外務大臣外務大臣と、こういういまの御答弁なんですけれども、これはいま閣僚会議におでなつておられるのは通産大臣がおいでになるから私は聞いたのであります。たとえば排気ガスなどということになりまますと、これは運輸でありますから運輸大臣が出なければならぬことになる。さてこの基地公害といふものが取り上げられる閣僚会議であるとすれば、いまおっしゃつた外務大臣も必要でございますし、さらに防衛庁の長官も必要でございますし、この新聞によりますと、二十六日の閣僚会議は特に防衛庁長官の出席を求めております。あと当然救済関係のほうもございまして、厚生省が必要でございますし、通産大臣も必要でございますし、こういうことになるわけですね。ここで今回のこの公害紛争処理法案をめぐりまして、特に有田防衛庁長官を交えての公害関係閣僚会議が開かれておられるわけでありますけれども、ここで基地にも公害紛争処理法案を適用するといふことをおきめになつておる。この経過について、どういふいきさつで紛争処理法案をつくるにあつたか、御出席のほうの通産大臣に承りたいわけであります。

○大平国務大臣 先ほどたいへん恐縮いたしました。公害関係閣僚会議のメンバーでございますが、行政管理庁長官と外務大臣と郵政大臣を除く国務大臣、みな入つております。

それから、二月二十六日の公害関係閣僚会議に私出席いたしました。ちよつと予算委員会等の関係がございまして、非常に短時間の審議であつたと思つています。それで、いまの御指摘の基地公害の問題は、当初政府の原案には私たしか入つておつたと思つています。それについて、これは別の仕組みで対処するのがいいのじやないかという議論が出た。こういう話もあつたので、防衛庁長官、厚生大臣、官房長官などの間で、この公害関係閣僚会議のあと別途協議をしようといふような話し合いになつたと私は記憶いたしております。

○大出委員 まあ二月の末のことでございますが、正確な御記憶はなくても差しつかえございませんが、この日の夕刊、これは説話でございます。立川基地周辺の爆音、騒音の被害があつたり、あるいは水戸の射撃場の新島移転に伴う問題といふふうな基地周辺のトラブルが非常に最近多い。したがって、これを政治的に片づける、解決をするといふことのために、現在の各種の法律ではどうしてもまずいんじゃないのかということ、いま大平大臣がおっしゃつておられます。政府の原案、これは紛争処理法案のほうは総理府が担当でございますが、各省にまたがる問題でございますので、したがって総理府原案になるだらうと思つています。ここで紛争処理法案の中にこの種の基地をめぐる各種公害を入れようといふことでつくられておる、ついでには関係の大臣にこの公害関係閣僚会議の中で了解を求めるといふおせん立てで開かれた公害関係閣僚会議ですね。そこで、この席上では入れようといふことが話でまゝとまつた。このときに有田さんから、多少どうもほかの防衛施設周辺整備法であるとかいふふうなものもある、だからうっかり入れると基地紛争に使われるといふことも考慮しなければならぬといふような発言があつたように新聞は書いておりました。

○江藤政府委員 二月二十六日であつたかどうか、日付はちよつとはつきり記憶いたしておりませんが、関係閣僚会議に私も陪席しましたので、その経緯について御説明します。

その当時の原案におきましては、特に基地公害の問題について別段の規定がなかつたことは事実でございます。別段の規定がなければ、当然公害対策基本法第二条にいう公害に入りますので、それは入るであらう。しかしながら、その際集まりました閣僚として、厚生大臣、総務長官、官房長官、それから防衛庁長官という範囲でおやりになつたわけでございますが、また政府の原案の過程におきましては、そういうふうな基地公害の問題についてはあまり詰めてなかつた。そこで、初めて防衛庁として詰めて話を受けたわけでございます。基地の問題につきましてはこれは別個に考えるべきであるといふような話を、その際初めて大臣といたしましてはその会議で申しまして、結局この取り扱ひをどうするかといふことになつたのでございまして、これはやはりもう少し検討しなければならぬといふこと、新聞に一応報道されております。閣僚会議で基地公害を含めるといふふうな決定した経緯はございません。またこの問題につきましてはいろいろ詰める点もあるのです、さらにもう少し検討しようといふことでその日の会議を終りました。

すが、それにもかかわらず、ひとつ基地公害を公害紛争処理法案の中に含めるんだということがこの閣僚会議では申し合わせになつたといふのが、長い記事でございますけれども、この夕刊の記事なんです。で、防衛施設庁に承りたいのであります。この公害関係閣僚会議で基地公害を含めるといふことになつたわけでありまますから、その前後の事情、防衛庁側のほうはどういふふうにお考えになつておられたのかという点を聞かせおきをお願いいたします。そこでひとつ江藤さんなり関係の方なりから、その間の事情についてどう受け取つておられるかを明らかにしておいていただきたい。

て、別段特に基地公害を含めて政府案にするという決定をその際にいたしたことはございません。

○大出委員 そうなると、これは新聞の誤報だといふことになるのでありますが、どうもあまり新聞が誤報ばかりやっていたのでは困るのですけれども、おそろしくこの記事はそう間違つた記事ではないと私は思うのです。ほかの新聞の夕刊にも同じように出ておるのですから。したがって、いま陪席をされておつたことをおっしゃっているから、結論が出てなかつたということなのかもしれない。それは過ぎ去つた経過でありまして、あえてこだわらなせん。こだわらなせんが、私が冒頭に、公害とは何ですかという、たいへん唐突な質問を大平さんにいたしました。したがってこの英法の法意になつておるパブリック・ニューサンスといふことは引き合ひに出しましたのは、あるいはプライベート・ニューサンスといふことばを出しましたのは、さらに公害基本法二条との関係を私が質問しましたのも、私はこの学問的な解釈からすれば、ここまでまゐりますと基地公害であるかと、非常に幅の広い解釈なんですから、公害に関する紛争処理法案等をつくるということになるかとすれば、これはその中に入れるのがむしろ当然であつて、入れないといふことに逆に問題がある、こういう理解を私はする。ところが、この翌日の二十七日の新聞には何となくうになつておるかといふと、「自民党、政府へ待つた基地紛争の公害法案適用」、こういう記事であります。こちらのほうは「基地にも適用公害紛争処理法案」、こういう見出しです。この片方のほうの翌日の中身をながめてみますと、これは与党の皆さんのほうの会議が開かれていて、この会議なるものの性格は、基地対策特別委員会、これは自民党の皆さん、それから国防部会との合同会議、この中で相当激しい論議が行なわれて、基地公害をこの処理法案で取り扱うといふことになるかとすると、これは基地反対闘争などというふうなものに非常に大きく使われて、ますます紛争が拡大をする。だから政府、公害関

係関係会議がこれを含めるのだなどといふことをきめたといふのはもつてのほかだといふことであつて、相当これは強い反対をきめたのであると書いてあります。このあと、もう一べん関係会議なり協議なり開かれました。そこで防衛庁からの強い巻き返しなことが新聞に載つて、これを公害紛争処理法案からはずすんだ、こういうことになつた経緯がある。私はどうもこれはいささか問題がある。なぜかといふと、防衛庁の皆さんのほうに、基地公害と私どもが考えるものについて——私は実は基地公害といふことばはあまり好かぬのです。産業といふのは必要である、その結果として起こる庶民への被害だから公害といふ名がついておるのです。基地がないほうがいいと私は思つておるのです。あまり好きではありません。しかしこの基地公害なるものについて別な法律規制によつて解決がはかり得るのであるとするならば、これまた別になる。しかし基地に関するいろいろな住民への被害の中には、現行の法律でどう考えても解決をしないものがたくさんある。防衛庁のほうがこの公害紛争処理法案からはずせといふんだとすると、各種のこの種の紛争について解決する自信があまりの上で、あるいは法律的に自信があまりの上で、ここから除けとおっしゃつたといふことにならざるを得ないわけでありまして、その自信のほどはどうかしてあります。

○江藤政府委員 法的に申しますと、公害紛争処理法案の中におきまして、いわゆる基地公害といふものの処理に関する事項は対象にはなつておるわけでございます。五十条におきまして、いわゆる基地公害に關しましての具体的な処理については別な法律体系によるのだといふことになつておるわけでございます。そこで防衛庁として、基地公害といふことばは使いたくないのでございますけれども、防衛施設の運用によつて生ずる障害につきましては、いわゆる公害に達しないものまでも相当範囲にわたつて積極的に措置を講じておる。現在周辺整備法なりあるいは特損法なりといふような法律の制度の運用によりましてこれをさらに、もちろん全面的に予算的に十分であるとは申しませんが、この運用よろしきを得れば相当程度申します。若干改善する余地があるかもしれないけれども、とにかくこの法律の運用によつて処理できるのだといふような点を強調いたしまして、一応その具体的な処理についての法体系は別の法案によるといふふうに最終的にきめた、そういう経緯があるわけでございます。

○大出委員 だんだんはつきりしてきたのですけれども、そうすると公害基本法二条に基づく公害のワケには入る。ただし、いま二つの法律を国会に出してきておいでになる、医療救済の問題と紛争処理の問題と。つまりこれは基本法に基づく救済手続その他についての法律である。それが一般の産業公害などといわれるものと基地公害などといわれるものと法律が違ふのだ、別な法律で処理するのだ、こういうふうに分けて考えたいわけですね。基本法二条には広い意味の公害だから入る。しかし処理のしかた、手続、こういうものについて法律を異にする。わがほうには防衛施設周辺整備法なり特損法なりがあるから、こう理解していいんですか、そのところは、

○江藤政府委員 先ほど申し上げましたように、公害対策基本法二条の公害といふものの中にはもちろんこの基地公害といふものも入るわけでありまして、この基本法二条の二十一條を受けて、和解の仲介とかあるいは調停、仲裁といふものについての具体的な処理に関する法律は別に定めるといふものに基づきまして、今回の紛争処理法案が提出されたわけでありまして、したがつてその意味におきましては、基本法二条で基地公害を含みます以上、この処理法におきましても基地公害といふものの処理に関する対象としては入るといふふうに考えるわけでございますけれども、ただこの処理の具体的な実施に關しては、いわゆる和解の仲介とか調停とか仲裁とかいふようなことばを使

うか使わないかは別にしまして、このような方法については別の法体系でいくんだといふことを五

十條で定めてあるといふことでございます。

○大出委員 ちょっとそこに矛盾があると思つておる。そうしますと、今回の紛争処理法案なるものの中身といふのは、公的審議機関ができるわけですね。中央の審議機関あるいは地方の審議機関、二具にまたがったものは中央でやるわけですからね。そうすると仲裁にしろ調停にしろ、公的審議機関がいろいろできる。仲裁の場合には両者の意見が一致しなければできませんけれども、そういう手続については同じように考えているのだといふことになると、それじゃ基地をめぐる各種の紛争が相当大きくなつた、その中身は基地公害であるといふ場合に、これは調停するとかあるいは仲裁するとかいふことを防衛施設周辺整備法ではできませんよ。それは何でこれからおやりにならうといふのですか。基本法に入るのならそうなりますよ。

○江藤政府委員 別の法体系によるということになつておりました、公害紛争処理法案におきましては、和解の仲介とか調停とかあるいは仲裁といふことばを使つておられますが、それに対して周辺整備法とか特損法等におきましてはこのようなことばは使つていない。したがつて和解の仲介、調停、仲裁といふようなことばそのもの——われわれのほうは別の法体系でやるという場合に、それとことばは違ひますけれども、大体類似の方法をとつておるといふ制度がある。たとえば周辺整備法の十條だと思ひますが再審の制度がある。それから自衛隊法の百五條におきましても再審制度が設けられておる。特損法におきましてももちろんございます。そういうふうな意味で補償に対する苦情を申し出る場合におきましては再審制度がある。

それから実際に周辺整備法とかあるいは基地の運用によつて生じまする障害の紛争処理と申しますか、苦情に対するいろいろな処理につきまして、具体的にはそのつど実際の被害を受けた人々

の代表者を通じ、あるいは市町村を通じ、または都道府県が中に入って具体的に紛争処理の対策をとってやっておる。そういう具体的な制度なりあるいは運営そのものが、実際的には紛争処理法案でいう和解の仲介とか調停とかいうようなものに見合うのではないかと、そういうような解釈をとりまして、現在の法体系でいけるんだというふうな解釈をわれわれは持つておるわけでございます。

○大出委員 どうも妙なことをおっしゃるので困るのですが、もう一ぺん言い直しますからよく聞いておいてください。この公害基本法という立場からすれば基地公害なるものも入ると先ほどからおっしゃっておる。入るわけですね。基本法の二十一条で手続その他一切法律を新たに作ることになっている、それに基づいていま二法が出てきている、紛争処理と医療救済だ、こういうわけですね。そうすると公害基本法のワクの中に入らなから、法律が違つたにしても、そのもの考え方差別があつてはいけません。被害を受ける住民は変わらぬのだから、日本人なんだから。そうなればその処理のしかたに差別があつては困る。これは権利義務は平等なんだからあたりまえのことです。そうすると、片一方で和解のための調停あるいは仲裁、しかも公的な審議機関ができる、こういう措置がとられるのに、基地に関する被害、公害に關してはそういうものは一切ないんだということになる。基本法二条に含むのである限りはこれはいへん片手落ちだ。これは間違いです。明らかに間違い。

もう一つ、あなたいま簡単に十条なんとおっしゃるけれども、防衛施設周辺整備法というものは、神奈川県が基地周辺整備法をこしらえて出してきて、さんざんもめて、四年もかかってようやく防衛庁が腰を上げて内閣委員会に提案したので、この法律は、私は、財満さんが施設部長のときにも三日つぶして審議しているのですよ、政令まで含めて。そうあなた簡単なことを言われては困る。十条にはそんなものはひとつも書いてな

い。十一條には確かに異議の申し出だけはある。異議の申し出はあつても、金額が不服だ云々だという申し出があつて、それでおたくのほうの長官が、これは確かに少なかつたというときには、もう少しふやしますよということをお本人に通知するだけなんだ、これは。そういう簡単なものの方では困りますよ。そういうものでは何も処理はできませんよ。答弁し直してください。

○江藤政府委員 先ほど整備法の十條と申しましたのは十一條の間違ひでございますので、訂正します。先ほど申し上げましたように、そもそも防衛施設の運用によつて生ずる障害の紛争の処理につきましては、これは先般の本会議におきまして総理なり防衛庁長官からお答えのありましたように、わが国の平和と安全を守るという意味におきまして特殊なものである。しかもこの公害紛争処理法案のねらいとして、立ち入り調査とかあるいは資料の提出とかいうような制度を設けられておるわけでございます。そのようなこと自体が防衛施設の場合には非常に困るという面がございますので、どうしても、この防衛施設の運用によつて生ずる障害の紛争処理という問題は、そのような公害紛争処理法で設置されるような、いわゆる準司法的性格を持つ第三者機関の判断にまづことは適当でないというふうな意味におきまして、そのような紛争解決の具体的な処理につきましては、この紛争処理法案でできる第三者機関によらないで、別の法体系でいくべきであらう。その場合に、先ほど申し上げましたが、必ずしも紛争処理法案のよりの和解の仲介とか調停とか仲裁とかいうようなことを法的には用いておりませんけれども、先ほど申しました各種の法律で異議の申し出、再審制度もあるし、これは実質的には和解の仲介、調停のような性格を持つておるといふ面もございまして、また、かたがた先ほど申しましたような具体的に紛争の処理につきましては、第三者機関も実質的に入つてやっておる。そのよう

実質的な運用をしておるといふことでやつていけるのではないかと、いろいろな点がございまして、第五十條のような規定が挿入されたというのであります。

○大出委員 いまお答えになつておる各種法律の中に、第三者が仲介なりあるいはあつせん審議なり、そういうことをやるようにつけられておる法律がございまして、

○江藤政府委員 先ほど来申し上げましたように法律の面では、法律の規定としてはございせん。しかしながら実際の運用の面におきまして、第三者が入つて、具体的にはこの被害者たちの代表者であるとかあるいはその市町村であるとか都道府県が中に入りまして、防衛施設と被害者の方々の間における紛争の調停、仲介をされておるといふような、実質的な点に着目しまして、そもそもこの紛争処理法案で考えられておる準司法的性格を持つ第三者機関に、基地公害の問題の紛争処理の判断をゆだねるべきでないという前提に立つて、そのような別の法体系によるということにいたしましたわけでございます。

○江藤政府委員 防衛施設周辺のいろいろな問題、これを処理しますのは防衛施設庁でございますので、いま防衛庁の江藤参事官が申しましたことにつきまして、私から少しふえんしてお答えしたいと思ひます。

まず、公害紛争の処理法は、公害対策基本法の第二十一條の必要な措置として定められたものでありまして、和解の仲介あるいは調停それから仲裁、こういうような制度を設けることによりまして、公害にかかると紛争の迅速かつ適切な解決をはかるためのもの、でございますが、同条の定めるところは、紛争処理の方法をいま申し上げました三つの手段によつてのみ求めておるのではなくて、実体法上からいつても、この実体法による紛争の処理、こういうことでもいいというふうな私どもも考えております。したがういまして、適当な手段があるならばそれによることもできるので、なかろうか。そういうわけで、公害の原因者その他

の態様から見まして、さらに紛争の迅速かつ適正な解決をはかるための手段であるならば、どのような措置を講じてもいいんではないかということも私どもは考えておるわけでありまして、

○大出委員 その根拠になる法律は何という法律をさすのですか。

○江藤政府委員 先ほど来整備法云々といふのは、ただいま申し上げましたとおり、紛争処理の手段としまして救済制度が設けられておるといふことでございます。

○大出委員 そうしますと防衛施設周辺整備法をさす、こういう理解でよろしゅうございませうか。

○江藤政府委員 さようでございませう。周辺整備法及び特損法でございます。

仲介、調停、仲裁というもののそのものずばりにはならないわけでありませぬ。しかしながら法的に考えますと、それに準ずるものであるというふうな考えられます。

さらにまた、先ほど申しましたように、具体的な処理につきましても第三者機関が入って具体的に処理しておるといふ意味におきまして、われわれとしましては、和解の仲介とか調停とかいうことばを使いませんけれども、実質的にはそのようなことをむしろ産業公害等よりも進んで実施いたしておるといふ面に着目しまして、具体的な処理につきましても、そもそもいゆる紛争処理法でつくられます第三者機関の判断にゆだねることが適当でない、なじまないような基地公害の問題につきましても従来のような方法でやり、さらにそれを民主的に、しかも内容を充実して経済的な段階において極力解決していきたいというのがわれわれのねらいでございます。

○大出委員 そうしますと、こういふふうな理解していいですね。法律的には確かに今回の二法とは違ふ。法律的には第三者機関が仲介をして調停、あるいは仲裁、こういふふうな手続はとられていない、これは明確だ、ただ運用の面で第三者が入つてというふうな形で処理をしておる例がある、こう言つておられるわけですね。

○江藤政府委員 現在われわれのほうで運用しております法案というものは整備法等でございますが、これらにおきます再審制度そのものがすなわち公害紛争処理法案という和解の仲介、調停というものはありませんけれども、大体的に考えた場合には、おおむね再審制度そのものが和解の仲介、調停というふうな性格のものとして判断しても不当ではないというふうに私たちは考へております。したがつて法的に見ましても、大体的整備法等によつて処理しておることが紛争処理法案で考えられておる程度までいくかどうか知りませんが、ほほそれに準じたものがある。しかもさらに運用の面におきまして、実質的に紛争処理法案のいよゆる第三者機関に劣らないよう

な運用を現にいたしておる。そういうふうな面から見まして、われわれとしては現在の法体系並びに実際の運用で、いよゆる防衛施設法の運用による障害についての紛争処理は解決していけるというふうな考へております。

○大出委員 そういふ答弁をされるから質問が長くなるのですが、法律的に違ふものは違ふのだ、あなたの方幾ら言つたつて、法治国家なんですか。法律的に調停の制度もなければ仲裁の制度もないでせう。審議機関の制度もないでせう。その損害が幾ら幾らですよと言つたときに、損したといつて申請が出る。それはいや幾らですよと言つたときに、十一條で異議の申し立てをする。そうするとまず施設庁長官が判断をして、それじゃ二割ふやしてあげますよといつて査定をする、それだけのことで。それが何であつた、調停、仲裁という第三者が入つてやるこの法律と同じになるなんてことになるのですか。法的に違ふものは違ふのだ、明確に。そういう詭弁を弄してはいけませんよ。法律なんですから、そんないかげんな運用をするならこれはたいへんなことです。あらためて防衛庁長官に出てきてもらつてやらなければならぬ。法律できめた以上、それに従つてやらなければいかぬ。明確に違ふのです。だから私の言いたいのは、一般のほかの公害について基本法二条に入るといふ解釈をするなら、そのほかにそういう機関ができるとするならば、片一方は同じ国民であつて、結果的に似たような被害をこうむつておる方々に対してこれを救済するといふのなら、同じような手続規定をきめなければならぬ。筋合ひだと私は申し上げておる。現在法律はそうなつていない。そこでせめてこれから運用するといふことになつた場合に、将来に向かつては法律を改正するか、あるいは防衛施設周辺整備法というものをもう一歩進めて、そういう性格を持たせるようにするか、さもなければ、それこそあなた方がいまままで運用してきたよりも以上に、もっと基本法二十一條に基づいて出て

きておる法案に近いような形でそれを運用するよ

うな防衛庁長官の訓令なりなんなりで措置をとつていかなければならぬことだ、これは訓令によつてやつておるのですから。たとえは上瀬谷のAゾーン、Bゾーン、Dゾーン、あの周辺の電波規制区域なんかは長官の訓令が出て、ここにうちを建ててよろしいということにすればこれは建つのですから、訓令でいつておるのです。それでせうだとして、そういうところを制度的にはつきりさせなければ、幾らあなたがおことばの上でそう答弁をされたつて、法律上できまさんと断わられればそれつきりです。制度的にせうでなくなつておれば、その制度に乗つて問題は進むというこゝです。基地周辺の問題というのはいままで片づかぬことだらけです。私は何回もこの委員会

で質問してきておる。だから、これだけの機会なんだから、せめて基地公害というものをそういう形で解決するようになると思つれば、与党の皆さんが基地特別委員会なりあるいは防衛委員会の合同委員会なりで論議したようなものを見方とは逆に、地域住民の周辺の方々というのはいち早く片づけたらいいと思つておる。持つておるわけですから、よりどころがなくて困つておるのだから、そういういまの事情を判断すれば逆の問題は片づいていくのですから、私はなぜはしつたのかといふことを言つておるわけですよ。これは与党の皆さんが考えたようなことじゃありませんよ。基地周辺の方々というのはいち早く深刻です。だから私は、そういう意味でひとつあなたの方にも前向きに制度的なものを考へていただかなければ困ると思つて、先ほど少し回りくどい言い回しだけども、質問のしかたがだいたい遠回しに持つていきましたけれども、そこに問題の焦点を置いて質問しておるといふことなんです。こゝらのところをもう一度答えてください。

○江藤政府委員 整備法の十一條とかあるいはその他の制度におきまして再審制度がある。これはもちろんそのまゝ紛争処理法案という和解の仲介、調停、仲裁というそのものずばりでないことはもちろんでございます。第三者機関ではない

こともそのとおりでございますけれども、われわれも現在すでにそういう制度を持つておる、再審制度がある、しかも、実際にそれを運用し処理する段階におきましては実質的には第三者も入つていただいで処理しておる。もちろんこれはすべてが完全に円満にできておるとは申しませんけれども、実際の運用の面におきましては、紛争処理法案でいう和解の仲介、調停、仲裁等のような制度の運用を従来から施設庁は、再審制度という法律の規定を通じ、あるいはそれ以前の段階において実際にやつておる、それに努力しておるといふことにおきまして、そもそも紛争処理法案で

できまする第三者機関になじまないような内容の紛争が多いわけでございます。したがつて別の法体系でいくことが望ましいといふふうな考へまして、こういふような規定で、具体的な処理については別の法体系によるというふうな定められたわけでございます。しかしながら、これはもちろん具体的な運用の問題でございまして、現在のところわれわれとしましては、従来からやつておる具体的な運用の方法そのものはこれでいけるのではないかと、いよゆるに考へておる。なお、将来具体的に処理する段階におきましてはやはり不備な点があるといふふうなことになりました場合には、その時点におきまして、われわれのほうで適用しようとする法体系につきましても検討は進めなければならぬと思つておる。もちろん別の法体系によるといふことは整備法だけで言つておる意味ではございません。いろいろな意味におきまして法体系といふものは考へなければならぬと思つておるけれども、現在までやつてきた具体的な処理方法におきましては、いまのところ基地の問題で生ずる紛争の解決についてはとにかく最大限の努力をしてきておる、実績をあげてきておるといふふうな考へておる、そういう意味でござい

す。

○大出委員 平たく言えば、私たち、防衛施設庁としては基地にまつわるいろいろないよゆる基地公害といわれているものについての解決のためにすい

りますから、あとはひとつできるだけ急いで要点を聞いてまいりますので……。

私は、この種のことぐらいい片づかなければ、これから公害特別委員会のほうにまた出かけていきまして、基地公害をどうしても公害二法に入れろと突っぱらにいかぬと思つてゐるのですが、そういう意味で私、質問申し上げたいわけですが、これは、こまかいことは省略をいたしますが、昔、海軍が、七十四町歩を買い上げていますね。そして二十町歩ばかり払い下げてゐるわけですね。ところが、二十三年十月三日に五十四町歩をいまの米軍の貯油施設にしまつたといふいきさつなんでしょう。

そこで、まずひとつ承りたいのは、新たにイズメントはほしいという申し出がありましたね。これはいつごろで、どのくらいの地域、どこの場所をさしておるわけですか。

○鶴崎政府委員 実は、この小柴の貯油施設のゲートがございまして、そこを入つたすぐ左のところに十八号のタンクというのがある、これは旧海軍時代からございまして、ところが、この地域を、遊休のところがあれば、なるべく地元へ返還をするといふことで検討しました際に、約十万平米ばかりを返還をしたわけですが、その際に、この土地の下にいま申し上げた十八号のタンクがあるといふことをうっかりして返還をしたわけがございまして。この返還になつた日には二十八年九月でございまして、ところが、その後三十九年になりまして、米軍と日本側の現地の合同調査の際にこの事実が発見されました。そこで、地下にこういふタンクがあつて、地上はもう当時払い下げて民有になつておる。そこで、たとへば地上のほうでこのタンクに悪い影響を与えるような工事その他をやつた場合には危険であるといふような問題が発生をいたしました。そこで、土地の所有者の方にいろいろ折衝をしまして、一定の範囲につきましてはこれを米軍に再提供してもらいたい、その面積は約千二百平方メートルでございまして、これは米軍に専用的に提供することとございまして、

先ほどお話がありましたタンクからのガスの排出口が二本ございまして、そのまわりについては、いま申し上げた千二百平方メートルは立ち入り禁止、それから、そのほかタンクのちようど真上に当たる部分、それはイズメント地区といふことで、要するに、いま申し上げたように、タンクが地下にあるといふことを考慮しまして、それに危険を及ぼすことのないような制限を加える、したがつて、現在やつておりますような単に農耕をするといふことであれば、これはけっこうでございまして、要するに安全の措置としての要求が米軍から出まして、これを地元と現在折衝しておる、こういう状況でございまして。

○大出委員 そこに認識の非常に大きな違いがあらまして、かつて、ダイヤモンド大佐という方がついで案内をしたことがあります。地元の方々が中に入つて見ている。素掘りのほう、掘り抜きだといふのですよ、当時あつたのは、いま十八号タンクがあるといふところは、だから、あやまつて返したのではなくて、当時は、なくて返した、あとから民有地になつてゐるところの人の地所の下にかつてタンクをつくられてはたまらぬといふことが、地元の方々の考え方だ。これも横濱からきてゐるけれども、明確に違つてゐる。米軍の主張することとその民有地の人の言ふことと食い違つてゐる。

そこで問題は、日本側が、あるいは町内会の方々が、どうであつたかを調べるという方法がない。それで、基地の中です。いづつ何をどうつくつたのかといふのを調べるのに調べようがない。調べようがないのに、返してしまつて民有地になつてしまつてゐるのに、いや実は地下に十八号タンクがあるのだ、これは前からあつたのだ。ところが、地元の人に言わせれば、いや前に連れて歩いてもらつたときにはなかつた、素掘りになつておつた、こういうことになつておる。それでは、調査のしようがないければ、いづつころつくつたタンクかといふことも見分けがつかぬでしょう。それで、だから、その争いを解くために

は、神奈川県横濱市なり地元代表なり防衛庁なり、立ち会つて、これを検査しなければいけません。共同調査をしなければいけません。決着がつかない。その気持ちはございせんか。

○鶴崎政府委員 わがほうの調査によりまして、財務局の台帳にも、いま問題の場所には、旧海軍時代に建設されたものとして、当時はタンクといふことばでなくて油槽といふ名称で国有財産の台帳に登記をしておるという事実を、私も局を通じて確認をしております。しかしながら、これは地元のほうでは、前見たときにはなかつたとおつしやるので、いまお話しになつたように、十分な現地調査をして確認をする以外にないといふことにならうかと思つてゐますが、御承知のように、何と申しても、こういう石油といふようなものを貯蔵してゐる施設ですから、米軍も一般の者の立ち入りについてはたいへんに慎重でございまして。

三原委員長代理退席、委員長着席
しかしながら、できるだけ問題を解決するといふ意味合いにおきまして、先生の御発言もございまして、局を通じて地元の人と共同で調査ができるかどうか、米側に交渉したいと思つてゐます。

○大出委員 この種のことばは地元の諸君にやっぱり納得してもらつたらうか、先ほどいふことも参事官でしたか、お答えになつておりましたように、公害基本法第二条といふものに含まれるのだといふことで、そこまでは進めようといふ時期なんですから、これはいろいろもめました、通産省の姿勢についていろいろ批判になつた新聞記事もありましたが、立ち入り検査をやれるようにしたのであります。それで、そつと、別にそんなたいへんなことじゃない。だから、それはいまおっしゃる通りに立ち入り検査を、地元の人納得を求めようように米軍と話してするといふ方向でぜひ進めていただきたい。そういう御答弁でたいへんけっこうだと思つてゐるのですが、私もこの質問は何回目になりますけれども、年じゅうそこは通る地域で、私もよく知つてゐるのです。そ

れは見かねるから申し上げるので、ぜひともやつていただきたい。

いすれにせよ、いろいろ長い争いがありますが、現在はタンクが民有地の地下にあるのですから、でき得べくんば、これは何とかとめてもらわぬと、もし何かあつたときには、たとへば地下一階、二階、三階にわたるような建築物をつくるというふうなことで許可申請を出した。そこにタンクがあるからつくつてはいけないといふことは言えませんが、民有地である限りは、民有地ですから、私権ですからね。そうならばあぶないから、強硬手段をとる、ボーリングをするからとけてくれと言つたら、どけません、いやボーリングするぞと言つてボーリングを始める。タンクのところまで掘つたらどうします。あなたのほうは、これは民有地である限り何とも言えませんよ。上瀬谷だつてそれでしょ。中屋敷の例の一件だつてそれでしょ。頭にきてゐる方々はそこまでいつてしまふから、そうならぬうちに、それは身体に危険だから入らうといつたつて入れないです。それで、だから、そういうことになつたんじゃないことになりまして、やはりそれは手続を踏んで検査をする、ぜひそれはやつていただいで、早く地元の人々が納得するように、そのタンクはせめてのけるとか、そこには排気口がある。本来、千二百平米の立ち入り禁止区域をつくりたいとおつしやつていたといふことは何を意味するかといへば、二本の排気口といふものが危険だからです。ところが、現在は立ち入り禁止区域でないから、すぐそばに人が行けるのです。そうすると、本来立ち入りしてはいけないところに人が通つてゐる、現実にはそういうふうなことになる。そうなりまして、これは何かあつたときに責任をどつちが負うのだといふことになりまして、それで、たいへんな悪臭が年じゅう出ている。町を歩いてくると、どなたに聞いたつて、あんなものはすぐどけられないのか、おれたちはどうしてしてくれんだ、ほくらには、あなた政治があるのかないのかといふことまで言つてゐるのです。それはそれで

よ。だつて歩けるといふところなんだから。道路のすぐ
はただし、やはりそういうところはへん地下の
調査とあわせて、あの周辺はたいへんなことにな
つておられますから行つてみていただいで、何と
かこれはそういう不安を仲介という形で、調停
も仲裁もできないというシステムなんですから、
せめてそういうことをやっていたかぬと困ると
思いますが、そのところを基本だけ聞きたい。
○鶴崎政府委員 この問題につきましては、前々
から地元とも折衝しておりますが、遺憾ながら、
現時点まではまだ解決しておりません。しかしな
がら、いま先生からお話があったように、両方で
現地でも調査するというようなことで、円満な解
決の糸口ができれば幸いだと思います。

○大出委員 大体話が進んでいっているようです
から、なるべく私のほうもはしよつて質問を簡単
にいたします。

そこで、この地元の皆さんの気持ちからすると、
道路がないのです。海岸のところを道つて昔
は長浜に抜ける道路があつて、畑のほうにも抜ける
ようになっておつた。ところが、まん中にでん
と基地がすわつてしまいましたから、パスはそこ
まで行つて折り返し。抜けようがないのです。そ
うでしょう。こんな不便な話はないのです。かつ
てそこに軍の建物があつて、関係の郵政局の職員
がたくさん入つておりましたから、その問題は私
が解決をはかりましたが、その時代だつてそこか
ら先は行きようがない。ひどいものです。これ
は問題点だけあげます。

それから下水道なんかいたしましたしても、基地
のほうから町のはりに流れてきてしまふ。基地だ
からどうにも手がつかない。町の人に聞いてみる
と、なんで一体それは向こう側に流れるようにな
らないのかと言ふのです。あたりまえですよ。狭
い町ですから。そうでしょう。あそこに基地があ
るために、町の中を歩く人の道路の整備ができな
い。どうにもならない。かつて、おたくの出先機
関である横浜の施設局の久保さんのところにいろ
いろ陳情しているのだけれども、町の中のこと

基地に關係ないのだから、おまえたちかつてにや
れという。基地があるから、通り抜けられないか
ら、各所の道路が詰まつてしまつて直しようがな
い。市にものを言つたつて直しようがない。

だとすると、四条でものをやりになるとする
ならば、周辺整備法の四条というのはい部負担な
んです。これは単なる一部負担では片づかぬの
のだからなんです。あるいは、四条を厳密に解釈
すれば、一部負担ですからできないのです。だか
ら、やはり全額負担すべきものではないかと、片をつ
けるものは片をつけなければなりません。そう
しますと、これはやはりいまの法律では不備があ
ると思ひますが、何しろ基地があること、管理、
維持、そこから出てくる住民への被害というもの
は——この第四条というのはい部負担で補助をす
るといふこと。そうでしょう。だから、それ
だけをおつしやつたのでは、あなたのほうの回答
文書に四条問題等に触れたノリ事故の問題なん
かもありますけれども、四条ではまずい。だから
、その点は、そのところをもう一歩進んでお
考えをいただかなければならぬということにな
る。

それからもう一つ、油送管が長く伸びておりま
すから、年じゅう油がどんどんどん流れて、
どうもたいへんな被害をこうむつて、こつこ
つと実情がある。そうすると、やつぱり漁具をそこ
に持っている限りは、それにまつわるたくさんの
問題が出てくる。これまたあたりまえです。かつ
て二回の事故に対してあなた方がやつた見舞金な
んというものは、地位協定でおやりになつたので
しょう。御存じですか。前二回の事故について、
油流出の事故について、こつちから海水を入れ
て、少なくなると油を上上げておいて引張り
出すわけですね。この問題について、あなたの
ほうは前に地位協定でおやりになつたはずなん
です。そこらところはあなたに御記憶です
か。

○鶴崎政府委員 小柴の水域で油が流れてしまつて、
ノリ資源等に被害を与えたという件につきまして
は、たしか地位協定の十八条の問題としまして米
軍と交渉して解決をしたと思つております。
○大出委員 これは簡単に申し上げますけれど
も、支払ひ月日は三十七年四月二日なんです。が
この事故の発生は三十四年なんです。三十四年
に起こつた事故を三十七年になつて片づけてい
るのです。こんな長くかかつちや困るのですよ
しかもやつたのは事故見舞金、こつちのこと
す。これは地位協定十八条に基づく管理の瑕疵と
いう項に当たります。

それから次の事故、これは昭和三十八年十二月
に起こつた事故です。これは損害補償が行なわれ
てはおりますけれども、これは特損法に基づく損
失補償だといふ記憶があるのですけれども、あと
の事故のほうは何で補償しましたか。——いいで
す。時間があるかもしれません。これは損
失補償、特損法ならば適正阻害といふ条項でしょ
う。ずいぶんこれは手間がかかつてゐる。だから
、原因不明の火災だ、やれ何だと年じゅうある
わけですから、この辺は、私の言うことが、私の
質問が紛争処理法にからんで飛び出さぬでもい
ように、これは実例ですけれども、もう少しあな
たのほうで御配慮してやつていただかないと困る
と私は言つてゐるのですよ。

それから、あと並びますから一括お答えいただ
ければいいのですが、ここに持ち出すまでもあり
ませんが、消火用の貯水タンクであるとか、消火
施設といふものは全くない。この町は施設整備が
できないから、おかげさんで消防車も入れない。
道が行き詰まりなんです。そうでしょう。そうす
ると、タンクの周辺、排気口の周辺で何か火災が
起こつたような場合、しかも一軒一軒の家々では
みなノリをやつてゐるわけですから、乾燥用のオ
イルバーナーが全部入つてゐる。そうでしょう。
何か起こつた場合に、消火の設備、装置といふも
のは現状全くない。それは一体どうするか。せ
めてそれくらいのものでつづつて、消防小屋ぐら
いこしらえて、あとでそれを集会所にしろといふ
ことでやつてくれないで悪くないでしょう。それで

しょう。そういう問題。それからもう一つの西武団
地ができてゐるわけでありまして、こつちのほ
うとの道路をこれまで考えて、何とかそちらのほ
うを一回りぐるり回らないで済むような形をおた
くのほうで考えてくれたければ、これはまた地域住
民のたいへんな不便です。これは言へば切りがあ
りませんが、等々の問題がたくさんあります。
まだ七つ八つありますけれども、たくさんありま
すから、時間があるからこれだけにしてお
きますが、そこで地域の方々は二十何年じつめら
れてきてゐるのだから接取解除をしてくれといふ
ことで、切なる願ひです。いまいきなりそうなら
ないにしても、地下タンクがないところで、地下
タンクの側に寄つて長浜のほうから相当部分解除
してもいい場所が現にある。これは共同調査して
みればわかると思ひますが、あんなところまで
接取しておかないでもいい。タンクのぎりぎりの
近くまでやつてもいい。畑をつくるならばかまわ
ないじゃないか。おれの土地は返つてこないとい
ふことで、そういうところを垣根の外からながめ
てゐるわけですよ。そういうことをしておつたの
では、場所が場所だけにやはり大きな問題が起こ
る。だから、まず接取解除という方法をとつても
らいたいこと。そうしてその間、先ほどあげたこ
とについての処理をどうさばいていただけるかと
いうこと。そうして最後に生活の問題なんです。か
ら、返せる土地は返すべきだということ。それま
での間、皆さんが将来にわたつて——昨年十二月
二十三日の合同委員会では、基地の五十力所はか
りの解除をきめましたが、第二次といふことも將
来あり得る。だから、長浜のこの基地はあぶない
からどけてもらいたい、あんなところに置いてお
いてもらいたくない、何かあつた場合にこれは責
任がとりようがない、そう思ひます。それに、い
ろいろな手続もあり、時間もかかる。だから、そ
の間、長年この基地のために苦勞した住民の皆さ
んだから、たいへんな遠回りをいつもやつて歩い
てゐるわけでありまして、せめていま私が申
上げたようなことはやつていただきたい。そこ

で、共同調査ということ、これをひとつの条件に地域の方とやっていたら、問題の解決に当たっていたらいい。そうして、基地問題のこの種の紛争が、やれ苦情の処理をどうするかというふうなことで、いかんが片づいていくように、この問題は皆さんのほうで御配慮願いたい、こう考えるわけですが、その点いかがですか。

○鶴崎政府委員 全部返還してもらいたいという問題につきましては、先ほども申し上げましたように、米軍にとってこれは不可欠の施設であるというので、むずかしいと思います。しかしながら、それまでの間といいますか、地元から、道路、下水その他消防施設等についていろいろ御要望のあることは私も承知しております。そこで、こういった御要望について、先ほどから話に出ております周辺整備法によって前向きで検討するということについては私もやぶさかではございません。ただ、御要望されたものがすべてこの法律によって処置できるかどうかというところは、法律のたてまえもございまして、そこまでは申し上げかねますけれども、できるだけ地元の御要望には沿うように努力をしたい、こう思います。

それから一部返還の問題でございまして、ああいう施設で、何といつてもきわめて危険なものを貯蔵してある。そこである程度の保安用地といえますか、そういう施設は必要だと思えます。お話しの方も大体私見当がついておられますが、米側においてうんと言わなければいけないことではございますので、まだ何ともはつきりと申し上げかねますが、これもできればひとつ米側の意向を打診しよう、こう思います。

○大出委員 ここは表地域水面にドイツマルク九十億マルクばかり借りて、横浜が埋め立てをやろうという計画があるんですね。これは横浜市にとつてみれば最後の埋め立てなんです。ですから、その埋め立てができることが、長年基地ばかりある横浜市の経済発展と相当結びつくというふうなことから考えられていることなんです。けれども皆さんのほうにいろいろ書類その他が出てお

ります。外債を借りることについて大蔵省がお認めになつたのです。これは何に使うんだ、埋め立てをするんだからといってお認めをいただいたのです。ところが金のほうはお認めいただいたのですが、やりたい片一方の市のほうは、さっぱりそのところは米軍との関係があつて進まず。これまた困る。そこらところは、一つの機関と機関との問題ですから、お進めいただかなければなりません。そういうことがあるということをお話しお含みいただきたいこと。そしていまお話ししてやってみるといふこと、これは私は一番必要だ。そして住民の意見をよく聞いてみるということ。

その周辺の関連する方々の中で、何も直さぬほうがいい、道路も直さなければ下水も直さぬ、排気口も出さぬ、何でもみんなおいておく、そうしたほうが住民の皆さんも、どうしてもどけてくれという気持ちになるだろうし、接収解除にはそれが必要なんだという主張もある。あるけれども、そんなことを言つたつて、きょう、あしたのうちに事故が起つたらどか責任を負うんだということになる。排気口があるんですから、異臭のガスが年じゅう出るんですから、ひとつ事故が起つて、一人でも二人でもの人にけがをさせた、死んだということになつたときに、接収解除になるまで不満は累積して、ためたおいたほうがいいのだというにはならない。だからそこらのことを私は言つておるわけですから、十分お含みいただきたい。このことを申し上げまして、防衛庁の紛争処理に関する問題は終わります。

あと三十分という連絡がございましたので、大体三十分でいよいよ話がとおきになつたんだらうと思つてから、三十分だけ質問をして終わりたいと思つておるわけでも、防衛庁の皆さんたいへん御苦労さまでした。

あと通産省の公害関係の方に承りたいのです。行政指導の方向になるのですか、川崎、横浜地区産業公害総合調査に基づく改善指導について、四

十四年二月十四日に通産省がお出しになつておりますね。この問題の意図は大ざっぱにいつてどういうことですか。

○矢島政府委員 産業公害総合調査というのは、通産省としては非常に重点を置いておる施策でございますが、公害というものは、公害が現実で発生してからこれをどうするといふよりは、未然に防止する、あるいは現在相当公害があつてもさらに悪化させない、改善の方向に向かつていくということ、三年先、五年先という長期的な見通しのもとにやつていくという趣旨のことでございます。したがって、御指摘のものは、たとえば横浜、川崎につきまして三年先、五年先というふうな改善していくか、そういう方針としてやつておるものでございます。ただ、これは第一次の暫定的なものでございまして、さらに第二次調査、第三次調査を重ねて、半年後くらいに最終的なものにとめたい、かように考えております。

○大出委員 厚生省の方にお出かけいただきまして、実はきょうは何時まででもやつていろいろのことでしたからお出かけたのでした。けれども、だいぶ時間が早くて済みそうでございますので、私のほうもたいへん助かるわけです。そこでひとつ承りたいのは、公害基本法ができましたときに私は坊厚生大臣に御質問したことがあるのですが、本来公害対策というものは予防なんです。あつては困る。横浜、川崎地域でも、わけのわからぬ一部せんく状況の方々がありませんが、あつては困る。起つてしまつてから騒いでも間に合わない。産業サイドにどうしても片寄りがある通産省の立場がある。ところが医療救済というようことを含めた、つまり被害を受ける側に立とうとする厚生省の立場が旧来からある。これは排気ガスの問題をめぐって運輸省との関係で厚生省だいがんばつておる。だいがんばつておる。それから向かつて厚生省はお言ひになつておる。それから基本法をつくるに、各種会議が詰まつていく場合、せつかくい回答が出たというので

厚生省は基本原案をつくつて出した。ぶつた切られる。産業サイドから意見と称する強硬な申し入れなどが出てくる。担当の方は、やつと帰つてきて自分のいすにとつかりとすわつたとたん、せつかくここまで苦労したのにとつてため息が出る。新聞その他投書欄でやたらにたたかれる。非常に苦労されておられます。そこらの事情をいふんうがって私は質問したことがありますがけれども、予防といふことについて、いま御答弁の中で一番問題は予防だとおっしゃいましたが、将来展望を持つということになれば、まず予防から始めなければならぬわけですね。そのところを基本法との関係でどういふふうにお考えでございますか。

○武藤(琦)政府委員 お尋ねして恐縮でございますけれども、予防と申しますのは、先生、川崎の問題でございまして、一般的な問題でございましてよろいか。

○大出委員 一般的……

○武藤(琦)政府委員 先生おっしゃいましたように、予防の問題が一番大切でございます。したがって、公害対策基本法は抽象的な法律で役に立たぬのではないかと、いろいろな悪口も言われまして、この中で二つほど具体的な対策が講じてあるわけでございます。一つは環境基準という問題でございます。この環境基準をきめまして、この前亜硫酸ガスの環境基準もきまりましたけれども、毎年測定してございまして、これがこえるようなことがないように一つの基準をきめるという環境基準、これも一つの予防対策だと思つておられます。それから第二は、公害防止計画というものは基本法でもきめられておられますが、これはやはり現在計画をしております地域はちろん公害のひどい地域でございまして、むしろ事後対策になつておられますけれども、あるいはそれ以上公害をひどくしないということで公害防止計画もきめなければいけないと思つておられます。そのほか大気汚染防止法等では、大気汚染が将来起こるかもしれないという地域をあらかじめ指定いたしまし

て、その地域の規制を強化するという方策がとられております。

○大出委員 この横浜、川崎地域、横浜は根岸地区その他予防ということを含めてやっていける地域ですけれども、川崎の特に大師、鶴見の大黒町周辺は既設の地域でございますから、予防対策をとりたくても現にとりようがない。だとすると、これはSO₂の着地濃度あるいは重合着地濃度というものをどう薄めていくかということしかない。これはもちろん亜硫酸ガスについてののみものを言えはです。

そこでまず事務的にずつと聞いてまいりたいのは、一体皆さんがこの指導書をお書きになるにあたって、どのくらいの工場を調査されて、どのくらい厳密な資料と信ぜられるものをおとりになされたかという点。

○矢島政府委員 このレポートに書いてございませうに八十五工場でございます。この八十五工場というのは、業種別に言いますと、電気、ガス、鉄鋼及び関連産業、石油精製、石油化学、窯業、肥料その他ということでございまして、亜硫酸ガスを発生する主要な企業、主要な工場を全部網羅しまして、亜硫酸ガス発生量でいえば全体の九五%近くものをカバーするわけでございまして。

それから第二の御質問の、どの程度のデータかということでございますが、先ほど申し上げましたように、三年先、五年先の長期の工場の生産計画あるいは新増設がある場合には、新増設計画あるいはそれに伴う燃料計画もありまして、それから公害防止に関する施設の改善計画、たとえば高煙突あるいは集合煙突、そういう諸般の、および亜硫酸ガスの公害防止に必要な検討資料と思われるものを全部とっております。

○大出委員 なぜ後段の点を聞いたかといいますが、あなたの方には資料をおとりになるにあたって、つまり神奈川県なり横浜市なりに協力をお求めになった。したがって、それ相当の協力は原にしておいても申し上げた。ところで、あなたの方は調査された結果として一体どうい

データをお集めになったのか、コピーをいただきたいという横浜市等の申し出に対して、実は、それは差し上げられないというお話です。私もながめてみて、あの地域に、いまお口にされませんが、拡張計画があるとすると、またまた亜硫酸ガスその他が考えられる。拡張が行なわれるとするとこれ以上ということになる。そこらが非常に心配になる。

またもう一つ、端的に、時間がありませんから申し上げてしまいますけれども、将来に向かって三割規制をするとする。三割規制をするとした場合に、極端なことを言えば、いま皆さんのほうに出す会社のデータが、先々の拡張計画その他を頭に入れて、三割切られても大体工場側としてはそう困らない程度のデータを出しておけば、あなた方はそのデータに基づいて風洞実験その他を赤羽かどこかでおやりになるのでしょうか。

おやりになつて規制いたしましたと言ったんだけれども、実際にはデータが三割水増しされたおつたということになると、これは規制したことにはならぬ。さらに一歩突っ込んで言えば、この指導方針からいけば十年間でしょ。十年間かかったのじゃ、とてもじゃないが、たまったものじゃない。それでしょ。そうだとすると、十年間、やっておられますということを皆さん方は言い続けていたとする。しかし出たデータというものは水増しされておつたということになると、十年の間気休めにそう言っておつたというだけになって、着地濃度というものは減らないことになった。極端な言い方だけれども、コピーをお出しにならないのだから、そこまで心配せざるを得ないようなことになる。これは、大臣、どうしていいコピーは出せませんか。秘密にするならするでいいじゃないですか。

○矢島政府委員 ちょっと補足説明をさせていただきます。ただいまいろいろ御指摘、御質問がありましたけれども、いまの話は、企業の出すのはなまのデータでありまして、もちろん新増設のようなもの

の含まれておりますから、それをもちろんいろいろにみるわけではないのです。厳重にチェックいたしまして、先ほど申し上げました電気、ガス、鉄鋼、石油精製、石油化学等につきましては、通産省では各種業法その他の要綱等によりまして十分将来計画というものをチェックしてございまして、そういうものは、かりに企業のほうで水増ししたとしても、これは全部チェックできません。そういう意味において、まず通産省のそういう各原局におきましていろいろやっている業法の運用その他の結果によりまして、それを極端にいへば査定し、切るようなことをやるわけでございまして。そういうようなこととございまして、決してこのなまデータをのみにするわけではなく、そういうことがまず第一でございまして。

そういう関係でございまして、この最初に出したなまのデータというものは、いわばあまり意味のないものでございまして、これは今後改善計画、あるいはアフターケアと申しますか、全く意味のないものでございまして、意味のあるのは、そういうなまのデータに対して今度は第一次の改善計画を指導していくわけですが、それだけではおそらく十分目的を達しないというところで第二次、第三次というふうにいいたすわけでございまして。そうしていよいよ最終的に、半年くらいたちましたら最終的な計画ができるわけですから、その結果が一番大事でございまして。これをこそ神奈川県にしましては横浜市にいたしましてもあるいは川崎市にいたしまして、十分見ていただきまして、これを地域の一番大事なものとしまして、アフターケアと申しますかチェックする、そういうことをやっていただきたいわけでございまして。

○大出委員 そうすると、いま言われた一番大事なものが、いまのものは、いまからいつごろまでの間かかって、いつごろ出てくることになりましてか。

○矢島政府委員 ただいまから六カ月後を予定しております。

○大出委員 そうすると、横浜市から実は私は資料をこんな持っておるわけですよ。横浜市でい

ろいろ調べて、いまあなたの方で出出しになっておる指導書に対比してみても一つ一つ確かめたいものが山のようにある。きのうも市の公害センターの所長がこつちへ参りまして、議員会館の会議室で関係者皆さん集めて詳細に説明しておりますが、この資料だけでもたいへんなものがある。これを一つ一つ質問してはば事が済んでしまふのですが、あなたのお考えはわかりませうけれども、私はもうそんな時間がありませんからものを簡単に言っておるのですけれども、そうすると、いまから半年なら半年、なまデータを集められて風洞実験をいろいろおやりになった。そこで一応とりたい、あなたの方がこれから先行政指導その他をやっていく基本がきまるといふわけですか。そのところ、何がどうきまるのですか。

○矢島政府委員 第一次の指導をやりまして、それでもって、会社がそれに従いましてこういふふうには直します。煙突はこういふふうには直します。燃料はこういふふうに出ると、それをまた風洞実験にかけるわけですよ。それがわれわれの期待するような満足すべき結果であればいいわけですが、われわれの従来の経験によりますれば、おそらくそれでもまだわれわれの目標とするところに足りない、さらに追っかけてこれを直していただきたいというところで第二次になる、こういふふうな過程を経まして半年後に最終的なものが出る、こういうことになるといふわけでございまして。

○大出委員 そうしますと、このなまデータといふものをチェックするにあたってはおつしやるが、どこでどうチェックしますか。

○矢島政府委員 先ほど申し上げましたように、こういふ大部分の産業につきましては、通産省の各原局におきまして業法の運用あるいはその他の行政措置によりまして、数年後の将来計画といふものは一応あるわけでございまして、そういうものにはまっておるかどうかという点がまず第一、そういうような生産計画的な観点からやります。それから次に公害、大気汚染そのものの防止と

いう措置から、会社の出しておる燃料計画ではたしていいかどうか、こういうのを主としてわれわれ公害の關係でやる、こういうふうなことで、いわば通産省の各原局を含めて全体でやる、そういうことになるわけでございます。

○大出委員 大体時間がないようですから、また別な角度、別な機会にやりたいと思うのでありますけれども、最後に承っておきたいのは、この環境基準をおきめになった閣議決定がございませぬ。これが硫酸酸化物にかかわる環境基準の閣議決定というのと、皆さんのほうが発表した発表の時期の關係がちょっと引つかかる。環境基準を閣議でおきめになったのはいつで、皆さんの発表したこれが四十四年二月十四日でしょうか。そうすると閣議決定のほうは二月の十二日ですか。

○矢島政府委員 そうです。どうもあまり手回しがよく過ぎるような感じがするのです。環境基準についての閣議決定をやったのは二月十二日。ところが、そうしたら十四日に横浜、川崎地区についてのおたくのほうの「産業公害総合調査に基づく改善指導について」というのがほんとに出てくる。そのところはどうか関係ないですか。

○矢島政府委員 二月十二日が閣議決定、二月十四日がこういふことで、非常に接近しておりますけれども、決して特別な關係はございません。こういう作業は相当長期間にわたっているわけでございます。またまたそのころにこの程度の第一次的なものがまとまった、こういうことでございませぬ。ただ申し上げたいのは、環境基準の問題そのものは、相当長い間かけて審議してきたわけでございますから、その過程におきまして、閣議決定になるべき環境基準というものを一応これをつくる場合には頭に置いたわけでございますけれども、日にちが近いからといって、全然直接の關係はないわけでございます。

○大出委員 これでおしまいにいたしますが、横浜の場合は、昨年厚生大臣に私はこの席で質問したときもそうなのですが、たまたま電源開発の煙

突の問題で、当時風船を上げたり、ずいぶんいろいろ実験をやっておったのです。根岸の日石問題も、横浜市にすればずいぶんそのためにかつてなことも言い、ずいぶん会社側に苦勞してもらいました。この間も成田委員長以下全部、私も参りました。根岸の日石も詳細に調査しました。脱硫酸装置なんか、秒速三十メートルくらいでびゅうと吹くくらいに、冬の逆転層の相当低いときから、相当に金をかけている。右は道路で学校があるからというので、わざわざ緑地帯みたいなものをつくってくれたり、ずいぶんいろいろなことをしてくれました。だから数字を申し上げてもいいのですが、皆さん御存じだから申し上げませんけれども、横浜の場合は着地濃度というものはだんだん下げてきているわけですね、根岸地区を含めて。ところが、横浜の港北なんというのは川崎からどどんと流れてきている形になっていくわけですね。だからそちらのほうがかく落ちてくれないければ、横浜で幾ら公害センターそのものに一億五、六千万円の金をかけて予定装置その他を全部やってみても意味をなさぬ。だからこれは非常に心配するわけですね。しかもこれは御発表になるときに、最初は協力せよといつて協力したはずなんです。しかし、聞いてみると、横浜市はこれがほんとと出てくるというのを全く知らなかったというのです。それは皆さんが県を相手にされたというところかもしれないが、知らないけれども一生懸命やっている。いままでは苦情は全部自治体持ち込まれるわけですから、特に横浜の場合は特別手引き受けでしょう。皆さん苦勞してやってきたところが、全く知らないうちにほんとこれが出てくる。それでこの中身をながめて見ると、一番最後に表がついてますね。この間課長さんが見えなくなって、この一番最後のページの表の第一

はわからぬことはない。わからぬことはないが、一番ポイントになるのは、なまデータなるものが全くつんぼさじきで、検討する機会が与えられないとなると、はたしてこのグループでいうところの、こまめにしますよといつてるところが、基礎になるデータは原局でチェックするところが、なまはおっしゃるけれども、ここから先は私が皆さんに多少不信があつて、どうも産業サイドの側に立たざるを得ぬというのが皆さんの立場になるという先入主があるかもしれないけれども、どうも信用ならぬ、何となくそういう気がする。だとすると数字上はこうなるにしても、なまデータに狂いがあれば実際には現状の把握のしかたが違ってくる、そうでしょう。そうすると意味をなさぬことになるという心配まで実はするのです。

したがって、最後に一つ、これで終わりますけれども、半年先というのを一つの目安にしておっしゃってありますけれども、この一番最後の表については、閣議決定の基準があるが、おたくのほうは現状をどう把握して、どの辺までどうするということ、これを順序立てて言うと、まず半年先のやつが一つあつて、なお三年先というのがありますね、それから十年先というのがあります。この閣議決定の中身からすると、五年という中間のことも書いてあります。そこらところを含めて大体環境基準、これからいつて現状、それからどのくらいに、そうして何年先にどうして何年先にどうするかというところ、そこを少くお話ししたい。それで終わります。

○矢島政府委員 先ほども申し上げましたように、この作業というのはいま前からやっているわけでございます。具体的に申し上げますと、通産省の四十二年度における総合調査の一環としてやっているわけでございます。その際におきましては、閣議決定になりましたようなスケジュールというものは、すなわち中間年度は四十八年度で、最終年度は五十三年というスケジュールは全然固まっていなかったものでございますから、一応四

十七年という、閣議決定とはちよつと平仄の合わない形の出ているわけでございます。それでスタートしたものですから、ちよつといまから変えるわけにもまいらないというので、一応これは四十七年ということをやっております。そして最終的な、半年後にできるというものも一応四十七年のものができるわけでございますが、しかし閣議決定が出ているということもありませんので、さらには次の作業といつたしまして、これは半年後のさらにはあとのものとして、閣議決定ペースでさらに詰めてまいりたい、かように考えております。

○大出委員 せっかくこまめにおやりになったことについて否定しているわけではない。皆さんも少しも前に進めようというお気持ちがおありになる。またそうあつてくれなければ困るわけですから、そのことを認めていないわけではない。ただ、横浜の場合にはずいぶん苦勞して、もつと早く下げなければならぬというふうに思つておりますから、それをちよつとどうも横浜の基準よりもゆるやかなものを出されると、それじゃ市が何と言つたつて、役所がきめたのだから、通産省がこう言つているのだからいいじゃないかということになると、せっかく横浜が苦勞してやつていふことが意味がなくなる。横浜で根岸の日石の問題なり電源開発問題なりありましたから、市民の皆さんも相当関心を高くしている。それで市も独自に予報を出すわけですね。そうして、これは濃過ぎる、多過ぎるという場合には、どこでそういう記録が出たということを明らかにして連絡をする、そういうところまでやっておりますから、だから相当程度が高い。それを国がこういふ基準をおきめにしたのは、市のやつていふのがどうも少し酷ではないのかという言い方にもなると、一生懸命たいへんな金を使って苦勞をされた日石だつて黙っていない、そういうことになる。日石という会社は大きいからあれだけのことができたのだと思ひますけれども、もう御説明するまでもないほ

どに苦勞して会社側ではやっておりますから、そこを心配したわけでありませう。どうかその辺の心配も十二分にお含みいただき、なるべくひとつきびしく規制をしていただいて、これを一日も早く、川崎せんそくなどといわれるものにならぬように、現に川崎せんそくというものが流行でございませうから、この御処置をいただきたい、こう思うわけでありませう。

藤田委員長 これにて大出俊君の質疑は終了いたしました。

浜田委員 関連して、きわめて簡単にやりますから……

大出委員の質問に関連しまして、この際でありますから大臣にお尋ねいたしますが、今回の設置法によつて研修所をつくる、こうなつておる法案であります。しかし、その研修所で研修する場合、どういふところに主眼を置いて研修を行なつていくのか、そういう点について……

○両角政府委員 今般の御審議をいただいておられます研修所におきましては、職員の研修につきましては管理者研修あるいは新採用者の研修等々、階層別に必要な研修を行なうたいというところが目的でございますが、あわせまして語学研修とかあるいは実地研修とか、いろいろな総合研修をいたしたいと思つております。しかしながら、これらの全研修を通じて、基本的には、やはり公務員としての心がまえというものが十分考へました教科内容にいたしてまいりたいと考えております。

○浜田委員 設置法の内容を見ますと、最初御説明がなされたように、語学とか技術の研修、それが主体となつておるわけですね。まああとから公務員としての心がまえとかいろいろ御説明がされましたので私も若干疑義があるなど、こう感じておるわけですが、それに関連して、今日、公務員の汚職、ことに通産省の汚職、これが新聞等にもいろいろ報道されておりますが、どういふところに欠陥があつてこういふ汚職を起したのか、幾ら大臣が熱心に通産行政を行ない、その他

の公務員の方たちが身を粉にして行政に取り組んでも、こういふ不心得者が出る、國民は行政に不信を抱き、政治に不信を抱くようになるのですよ。そういう点で、その後どういふ掘り下げた探求をされて、原因をつかんでおられるのか。

○大平国務大臣 仰せのとおりでございます。いまお調べをいたしております事件、究明してみますと、一つは当該公務員が一定の場所に不当に長く勤務しておつたということ、それから第二点は、その特定の人にいわば権限が集中したというところが考えられるわけでございます。仰せのうちに、役所全体の空気が非常に公明でなければならぬことは当然でございますけれども、あの事件だけをとりとみますと、そういう点に欠陥があるという認識に立ちまして、人事の運用、それから問題の処理についての最終的な判断を固めてまい

る手順につきまして改善を加へまして、再発を防がなければならぬというようにいま相談をしておるところでございます。

○浜田委員 私は、ただいま申されたような原因もあると思つたけれども、大臣は通産省に行かれてその長い期間ではない。本来、根本的にはやはり個人のモラルの問題ですが、その役所を包んでおるムードといふものが、やはりそういうものから直していく。それを直すためには、そういうポストの人、あるいは最高スタッフの方たち、こういう人たちがまず姿勢を正さなければならぬ。むろんりつぱな方もたくさんおられると思つたけれども、あやまちをおかさないような、そういうムードをつくらなければならぬと思つておるのです。特に今回の事件などは、現金をもちらうのでなくして、料亭やバーに行つて飲んで、そのツケを業者に払わしておるのです。きわめて悪業者との接点が多いのですから、きちつと正さなくちゃいかぬと思つておるのです。また、この人だけなくて、ほかの人も、悪意はなくても業者のほうから誘われていく人もある。こういふ人はもう完全に自分のツケを回すのだから、ほんとうに悪いこときわまりないのです。知らず知らずの間に一緒に飲みに行つたりして、それが慢性化して、あたりまえのようになる危険性があるのです。そういう点について、業者関係はどうするとかいふようなことは、具体的に職員あるいは局長から官房長から、どういふことかどういふことを再度起こしてはいかぬといふことをやつてきているか、そういう点何か具体的にありますか。

○大平国務大臣 私が就任いたしましたまづ先にお願いたしましたのはその点でございます。役所全体が非常に明るく、万人が見て非常に公明であるといふような雰囲気、こういう雰囲気形成が一番大事だと思つて、その点を特にお願いをしたわけでございます。

それから、仰せのように、私どもの役所は業者との接触といふことが仕事なのでございます。業者との接触を忌避したのでは仕事になりません。しかし、節度をはずしますとえらいことになるわけでございます。その境界をどう見きわめるかといふことは、御指摘のように各公務員一人一人のモラルの問題でございます。その節度を具体的にどうするかといふことを私のところできめて、みんなに順守させるのが賢明なのか、そういうきつちないことではなくて、おのずからにして品位と節度を守られる雰囲気をつくり上げ、相互にそういう境界を守つていくという、お互いの気持ちがいふ具現するやうな状況をつくるということがいいのか、それは非常に問題だと思つてございませう。私は、むしろこまかい規定を設けて、その順守を求めるといふやうな方法によるよりは、役所全体の雰囲気非常に明るいものにして、相互がちゃんとした節度と品位を保持しようといふ、お互いの気持ちがいふ具現するやうな雰囲気形成を、幹部や管理者がよほど注意をしてもらつて配慮いたしますこと、このほうが、実効があるのではなからうかと思つておる。それで、不幸な事件を起さ

してたいへん申しわけないのでございますけれども、私は、ただいまの通産省の各局をずつと見ておりました、みなが与えられた処遇のもので大いに一生懸命に仕事に従事しておりますことに対して、それなりに評価をし、感謝しておるのでございまして、あの事件が起きましたことは、各議員の一人一人に相当大きな衝撃として映つておると思つてございませう。ただ、人事の運用等につきましては、先ほど申し上げましたやうなふうが一つの慣行として大事じゃないか、そういう配慮は早急に中央地方を通じて考えなければならぬと考えております。

○浜田委員 なる述べられました。確かにそれはいま大臣が申されるように、明るい環境の中でおのおの一人一人が自覚してやつていけば、こういう事件は起きないわけですね。しかしやはり起きている。さらに厚生省にもたくさん起きておる。そうすると、幾らまじめな諸君がやつておつても、國民の見る目といふものは、これはたまたまぬといふことになつてくるんです。だから、非常に残念であり、そういう神様のな行き方はいけれども、何かびつとしたりしたものが必要になつてくるわけですね。われわれ政治家は、公の金でする宴会なんかやつては絶対にいかぬといふこと、私は地方議員から十何年間ずつと貫いてきておる。だから、大臣が招待しても私は行かぬ。ところが今度は役人のほうにも、そういう業者と料亭やらキャバレーなどに絶対に行かせぬやうにびつとしないければならぬ。それには上のほうから姿勢をたださなければいかぬ。そういうことをびつとやらぬと、綱紀粛正とこで言つておつてもだめです。これは態度で示さなければならぬ。上が実行して示すのです。そういうことをびつと何かやられますか、やつておられますかといふことを聞いておるのです。時間がありませんから、この点は強く要求して終わります。

○藤田委員 鈴切康雄君。

○鈴切委員 二日の午後、北海道の赤平市茂尻の雄別炭鉱茂尻鉱でガス爆発がありました。大きな

事故であると報道されております。犠牲者が出るたびに、炭鉱の爆発といえはまたかと、そのように痛ましい思いがするわけでありませんが、またそういうことが二度とあつてはならないという観点から御質問をいたします。

〔委員長退席、伊能委員長代理着席〕

○大平内務大臣 今朝、本委員会において御報告申し上げたのでございますが、四月二日の午後一時二十分、雄別炭鉱の茂尻炭所におきましてガス爆発事故が発生いたしました。作業中の労働者四十四名が罹災いたしました。現地では、直ちに救護班を中心に救出作業に全力をあげましたが、罹災者中二十六名が救出されたのみで、残りの十八名全員が不幸にして死亡された。二日の午後九時十分までに遺体の救出を完了いたしましたのでございます。なお、罹災された方の中には、一酸化炭素による影響を身体に受けておられるおそれがありますので、一酸化炭素中毒の検診を實行いたしております。現地では、鉱山保安監督局長外四名の監督官が急行いたしました。原因の究明に当たっておりますが、きのうの夕刻、本省から鉱山保安局長を差し向け、さらに本日午前中に政務次官を派遣いたしました。明朝関係者を集めまして、災害対策連絡会議を開きまして、罹災者の救護、遺族に対する補償を中心として対策を練つていただくことにいたしております。もつともこの茂尻炭鉱は、ちょうど第四次の石炭政策の遂行にあたりまして、継続すべきか、閉山すべきかという問題がともあつたわけでございますが、会社側ではこれを存続したいということを中心に行つたしまして、労使の間に協議が進められておりました。先でございます。ちよとどういふ段階におきまして、こういう大災害が起きたわけでございますので、関係者はもとよりでございますが、周辺の市民の間におきましても、非常に一般的な不安が高まつておることと想像するのでございます。

害の救護、遺族に対する補償等の措置に周到でなければならぬことは、もとよりでございますけれども、原因の究明とあわせて、この炭鉱の再建につきましても、諸条件を十分吟味いたしまして、再建の条件整備につきましても、今朝現地におもひましました藤尾政務次官には、そのような趣旨で御調査をお願いしておいたわけでございます。

○鈴切委員 炭鉱の中にはガスの事故を起すやういふ山があると通産省でも言つておつたやうでありますけれども、この茂尻炭では昭和二十五年、二十六年に相次いでガス、炭じん爆発を起したのに引き続いて、三十年十一月一日には六十人が死亡する爆発事故を起しているわけであります。しかしそれ以後大事故はなくて、最近開かれた通産省の鉱山保安監督局長会議でも、特別な問題の指摘がなかつたと言つておりますけれども、通産省の保安対策がはたして万全であつたかどうか、その点についてお伺いします。

実施しております。それとあわせて、山のほうも十分保安のほうに力を入れておられるものというふうにご感ぜられておられるわけでございます。

○鈴切委員 今回の大事故の発生に伴ひまして、公明党といたしまして、直ちに現地に調査団を派遣いたしました。現在調査にあつておられます。そこで赤平署、滝川鉱山保安監督署などで、この爆発原因を調べておられるやうでありますけれども、発火原因としては、第一にダイナマイトあるいは電気系統のショートあるいは自然発火、タバコの火、大体この四点が考えられるわけであります。茂尻炭の採炭現場は、急傾斜のためカッターなどの電動機を使わず、ダイナマイトによる採炭をされている。そうすると、ダイナマイト、ハッパによるところの爆発ではないか、かように思われます。その場合、空气中に五ないし一五%のメタンガスが含まれると爆発しやすい状態なので、同鉱業所では三十年十一月の事故以来、坑内のガスは一%以下に押えるよう指導し、ダイナマイトをしかける前には必ず坑内員が測定器でガスの量をはかるようになっておられるというが、その場合の責任は、はたして会社にあるのか、それとも政府の保安監督上の問題であるのか、その点についてお伺いします。

ハッパの前のガスの量に対する測定でございますけれども、これは石炭鉱山保安規則によりまして、ハッパ前に必ず測定しなくてはならぬという項目が出ております。これは坑内で従事しておられます坑内保安係員というものが教育を受けて、いわゆる国で資格をあげておられる人間でございますけれども、ハッパの前に測定するという義務づけがあつておられるので、たまたまここには災害が発生いたしましたけれども、事前に測定はいたしていただくと、鉱山保安局のほうでは考へております。また本人からの供述その他を考へておられるのはつきりわかりませんが、一応測定はされたものというふうにご考へておられます。

○鈴切委員 いま私が申し上げましたのは、その責任の所在はどちらにあるのか、会社にあるのか、それとも政府の保安監督上の問題なのかという事です。この問題は、実はきょう北海道の調査団のほうから電話がありまして、炭鉱の一番底辺にある炭坑だ、しかも非常にガスの起りやすいという状態の炭坑ではあるにしても、ガスというものは急激にとつと出るようなことはまず考へられない、そうすれば長い間かなりそのガスがたまった状態を測定せずして仕事が行なわれたとか、そういうことが一つは大きな原因ではないかという事も、実は私どものほうに通知がまいつております。そういう点を考へたときに、それは会社にある責任があるのか、また政府の保安監督上の問題なのか、その点についてお伺いします。

○高木説明員 責任の問題でございますけれども、これは保安規則によりまして、明らかに鉱業権者のほうに義務とすること、鉱業権者のほうで係員の任命ということもやっておりますし、責任上どちらかということになりますと、会社側の責任ということになっていくのじゃないかと考へます。なお、保安法のためには自主保安というたてまえをとっておりますので、その点からいまして、あくまでも会社側の責任というふう

第一類第一号 内閣委員会議録第十一号 昭和四十四年四月三日

○高木説明員 ただいま先生から御指摘がございましたように、昭和三十年十一月に六十名の死亡者を出しているガス爆発がございす。しかしその後、本鉱におきましては、ガス爆発は全然起きるおきません。三十九年から四十三年までは、年間二名ないし五名というような小人数の罹災者を出した程度でございます。本年一月、二月におきましては、全然この山では災害が発生しておきません。当時、御指摘のように二十五年、二十六年、三十年という三回にわたつて大きなガス爆発がございましたので、本鉱におきましては、ガスマスクの実施というを中心にして、そのほかガス爆発の防止対策及び粉じん爆発の防止対策としまして、散水設備あるいは岩粉設備というものを十分やつてきたところでございます。しかし不幸にしまして、昨日御承知のような災害を起したという結果になっておるのでございますけれども、その間、保安監督局といたしまして、地方の監督局あるいは監督署を通しまして、大体一月間に一回というふうな巡回検査というものが

○高木説明員 最初の火源の問題でございますけれども、ガス爆発が起きたのは事実でございます。この火源といたしましては、考へられるのがいま先生の御指摘のように四点でございます。一つはハッパによる火源、あるいはもう一つは、ここに一・五ボルトの信号線が入つております。それが何かの調子によりまして断線をしたとかいうことでのスパークということも考へられます。もう一つは、先ほどお話がございました、たばこという事も考へられるのでございますけれども、きょう昼に入りまして現地からの報告では、現在まだ原因究明はつきりとはできておりませんが、場所その他から想定いたしましたとして、ハッパによるものではないかと考へておられます。また、

○高木説明員 責任の問題でございますけれども、これは保安規則によりまして、明らかに鉱業権者のほうに義務とすること、鉱業権者のほうで係員の任命ということもやっておりますし、責任上どちらかということになりますと、会社側の責任ということになっていくのじゃないかと考へます。なお、保安法のためには自主保安というたてまえをとっておりますので、その点からいまして、あくまでも会社側の責任というふう

りに考えられるのじゃないかと思うのであります。

○鈴切委員 この炭坑は非常にガスが出るということについては、あなたのほうでもすでに要注意の場所であったわけでありませう。それがこういふようなことがさらに行なわれ、またそういう爆発があったということ自体は、考えてみますと、ただ単に会社だけにその責任を押しつけるというのではなくて、やはりその上級官庁におけるところの監督の不行き届きもあるのではないかと、そういう点も含めてひとつ調査をやってもらいたい。

それからなお、犠牲者の家族に対して、会社側のほうの補償は当然のことでありませうけれども、御存じのとおりこの会社は分離しなければならぬという非常に窮迫した会社であります。年間六十一万トンくらい出れば黒字になるわけですが、御存じのとおり五十万トン程度しか出ないという状態の会社であつてみれば、十分な家族補償というものに対しては、やはり政府のほうとしてもある程度めんどうを見なければならぬのではないかと、思います。その点について大臣はどういうふうにお考えになっていらっしゃいますか。

○大平内閣大臣 当然法律上の責任として、とらあえず災害補償をしなければいかぬわけでございます。もともとこの山は、操業中金融機関からの金融を受けるにつきましても御相談に乗りましていろいろ配慮してきつたわけでありませう。その上に今度こういふ災害を受けて不時の出費がかさむわけでございますから、これは仰せのように会社の経理上では十分な弾力があるわけではないと思ひます。したがつて、私どものほうでどういったことがどの程度できるか、あるいは金融機関にどういふ協力をどういふ姿で求めなければならぬか、そういう点はいま鉱山石炭局に命じまして急いで検討させておるところでございますが、いずれにいたしましても、冒頭に申し上げましたように相当政府は心配しないといけませんと思つております。

○鈴切委員 このような炭鉱の事故対策として、

政府は今後抜本対策を立てる必要があるのではないかと思ひますが、その抜本対策をどのようにお立てになるのか、また、石炭業界というものは御存じのとおり非常に斜陽産業という状態になつておるわけでありませう。そういう点について、非常に経営等も苦しい状態、さらに防災対策というものは非常に会社側も困窮状態の中においてたいへんではないかと思ひますが、その点もあわせてひとつ大臣からお伺いをいたします。

○大平内閣大臣 そういふ点は仰せのとおりでございます。かたて中央鉱山保安協議会というものに諮問をいたしました。鉱山保安について専門家をわずらわして長きにわたつて御審議をいただいておつたのでございませうが、旧藤末御答申をちょうだいいたしました。それで今度の石炭対策にはそれを尊重いたしました。政策に具体化したしたわけでございます。したがつて、予算をどういふ程度におおわかりになりますように、保安対策費はほとんど倍近く増額いたしておるわけでございます。私どもとしては、こういふ政策の線に沿つて忠実に実行してまいりたいと思ひます。

○鈴切委員 次に、大型合併についてはいろいろ論議がなされておりますが、八幡、富士の合併問題について少々お伺いいたします。

まず第一に、鉄鋼製品の価格動向と生産集中度の問題であります。昭和三十三年の下期から四十二年の下期までの約十年間において、ほとんど価格の固定しているものはレールと鋼矢板、それから一〇〇程度低下しているものは鋳物銃と普通線材、電気鋼板、ブリキ、一三〇から一八〇程度低下しておるものが、最高最低の幅の大きいものは、大型形鋼、造船用厚板、冷延薄板で、これらの製品の八幡、富士両社による生産シェアは、四十三年でレールは一〇〇％、重軌条が八五・八％、鋼矢板九八％、鋳物銃が五三・六％、普通線材が三九・四％、ブリキが五九・一％、大型形鋼が五七・六％、厚板が三三・四％、冷延薄板が四

○二〇％、この事実を総合してみますと、生産集中度の高い製品ほど価格の下方硬直性が強い、こりいう状態になつております。通産大臣はこの事実をどう認識されているかお伺いをいたします。

○大平内閣大臣 いま申されたことはシェアの高いもの、寡占度の高いものが価格の下降傾向が弱い、そういう傾向が見られるじゃないかという御指摘でございます。それでわが国の産業全体でございませうけれども、よその国に比べて非常に競争が激しいと申しますか、競争力が旺盛であるというふうに見ておるわけでございます。いま御指摘のように、過去ずっと基礎資材である鋼材類は低位に安定してきたのは、そういうわが国の鉄鋼業の供給構造にあつたと思つておるわけでございます。

また第二の点といたしまして、寡占傾向、寡占化すれば管理価格の傾向を生みやすいということと一般に言われておりますけれども、

「伊能委員長代理退席、委員長着席」わが国の実際の場におきましては、寡占化したものほど比較的値段が上がるに、競争の激しい分野でかえつて価格が上がるというふうなことがわれわれの調査で見られるわけでございます。したがつて、私はただ寡占理論、管理価格制度というよりなものは経済学的に非常にゆるぎのない学説的な定説になつておるといふようなことまで行つていないばかりか、わが国における経済の実際におきましては、必ずしもそのように働いていないというふうなことも考へておるのでございます。ただ、しかし、いま具体的に鋼材の各品目につきまして非常に突っ込んだ御質疑がございまして、そういう点につきましては政府委員のほうから答へさせていただきます。

○吉光政府委員 一般的に申しまして、まず鉄鋼業のトン当たりの価格でございますけれども、先ほど御指摘ございましたように、昭和三十五年度——これは全部ひくるめてでございますが、昭和三十五年度の平均の販売価格は五万一千七百五十七円であつたわけでございます。それが、昭和四十年年度を申し上げますと、昭和四十年年度で四万四千三百一十一円、そして四十三年の、昨年の上りまして、ちょうど三十五年に比べてまして四十二年の上期全体での平均は七九・八％、約二割全体としては低下しておるわけでございます。ただ、いま御指摘ございましたレールにつきましては価格がわりあい硬直的である、これはまさに御指摘のとおりでございます。この面につきましては、実はレール自身の需要の伸びというふうなものがさう大きくなかつた、これは一〇〇％集中しておるから価格が下がらなかつたのか、あるいはまた需要の伸びがあまり大きくなかつたのか、あるいはまた購買層が国鉄という非常に大きな購買層であるというふうな、そういう市場条件全体にもそれらの価格が下がらなかつた原因があるのではないかと、いろいろも考へられるわけでございます。したがつて、寡占度そのものだけから価格が硬直しておるというふうには必ずしも言い切れないものがあるのではないであらうか、このように考へるわけでございます。

○鈴切委員 本年の一月、公取から独禁法懇話会に出された資料、生産集中と価格変動によりまして、三社累積集中度と価格変動頻度との関連では、三社すなわち富士、八幡、鋼管の累積集中度のきわめて高い業種については、変動頻度の低いものがきわめて多いという密接な関連が見られると言つておられます。重軌条、珪素鋼板は三社累積集中度九〇％から九九％、変動頻度はゼロであります。ブリキは七九％から七〇％、これも変動頻度ゼロ、大型形鋼は六〇から六九％、これは変動頻度三〇から三九％であり、薄板は三社累積集中度が五〇から五九％であります。三社の累積集中度と価格変動頻度との関連では相関性は全般的に明瞭さを欠くが、集中度の高い業種は比較的変動幅の少ないものが多いと言つております。重軌条、珪素鋼板は変動幅ゼロ、ブリキと同じくゼロ、厚板、薄板もわずかでありませう。高度寡占型、これには重軌条、珪素鋼板が入ります。なお、広幅帯

るのでありますが、その点について、その規模はどのようにお考えになっておるか、具体的に。

○柿沼政府委員 希望者の申し出が一応出そろいましたところで、委員会ですの大体のバランスを考えて決定いたしましたことになりませんが、本日までの申し出の状況を見ても、ただいま御指摘のごさいます近代経済学者のグループ、それからマルクス経済学者のグループ、消費者団体等からの申し出等もございませぬ。それからなお、今回の合併が広範な需要者を持った素材関係の会社でございませぬので、需要業界が非常に広範にわたっておりまして、そういった業界からの申し出もございませぬ。

○鈴切委員 いままで任意調査しかしておられないわけですが、したがって事前調査の中で、要求した資料の中で拒否したものもありません。強制調査をやつてもうかがうか、その点について伺いたす。

○柿沼政府委員 正式の届け出がございましたあと、委員会といたしましては正式審査の手続をとることを決定いたしました。成規の手続による調査にたまたま入っております。

○鈴切委員 事前審査の結果では、三品目については黒、一品目については灰色、その他の品目については届け出後十分審査するということとあります。今後は、これは全品目について強制調査を行ない、審査に遺憾なきを期すべきであると思ふが、その点について。

○柿沼政府委員 委員会といたしましては、両社の合併全般につきまして正式審査をいたすことについていたしております。

○鈴切委員 近代経済学者グループの措置要求に対して、具体的にどういふ対策をお示しになるか、またマルクス経済学者の措置要求に対しては、具体的にどのような対策を講じていかれようとするのか、その点について伺いたす。

○柿沼政府委員 ただいま御指摘の両者からの措置要求は、独占禁止法の四十五条の一項に基づきまして「何人も、この法律の規定に違反する事実

があると思料するときは、公正取引委員会に対して、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる」ということになっておるわけでございます。こうした措置要求がございましたときには、同条の第二項によりまして「前項に規定する報告があったときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならぬ」ということで、正式審査にあわせて、申し出があった事項の調査を現在いたしております。その結果につきましては、おそらく申し出のあった人に適当な回答をいたすことになるというふうに考へております。

○鈴切委員 合併届け出が十五條に違反する行為があると認める場合には「適当な措置をとるべきことを勧告することができる」となっているけれども、この場合の適当な措置、勧告とはいかなる内容のものであるか。当然合併してはならない旨の勧告があるものと考へられるが、その点はどうか。もし対応策的な措置を勧告し得ると解するとするならば、公取の権限を越えたものといわざるを得ず、問題だと思ふのですが、その点について。

○柿沼政府委員 勧告の内容についてでございますが、どういふ形でできるかという内容につきましては、現在必ずしも解釈上一つの勧告でなければいけないというふうなことはなっております。存するわけでございます。具体的に申し上げますと、合併が独禁法に違反をいたします場合に、第十七條の二という規定がございまして、そこに「違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる」というような条項がございまして、具体的な特定措置を会社に命じ得るようなふうにもできておるわけでございます。あるいは包括的に考へますと、合併そのものをしてはならないというふうにもこの勧告はとれるわけでございます。その辺は審査が進みまして、具体的にもしそういう事態になりました場合に、委員会としてその措置を運ぶことになるというふうな考へております。

○鈴切委員 では最後に。

いわゆる対応策は、一度公取から不十分といわれたものとほとんど大差のない内容と考へざるを得ないわけでありませぬけれども、したがって、当然違反の疑いのあるものであり、問題の重要性かつ国民経済に及ぼす影響の大きさからいって審判手続を開始すべきである、私はかように思ふので、この点について最後にお伺いし、さらにこの問題は重要な問題であるから慎重にやるべきだ、このように要望いたします。

○柿沼政府委員 対応策は、一度委員会として不十分だという回答を会社にいたしたわけでございますけれども、正式届け出と一緒に提出のございました対応策は、前回の対応策を相当手直しした対応策となつておるわけでございます。ただこれが十分か十分でないかというところは、ただいま御質問のございましたように、十分慎重に検討すべき問題であるわけでございます。正式審査の一環といたしまして、委員会として検討いたしておる次第でございます。

○鈴切委員 以上で終わります。

○藤田委員長 麻生良方君。

○麻生委員 本委員会の理事の受田さんが病欠しておりますので、かわりましてちよつと御質問いたします。

これは大臣、今度研修機関を設置されるわけですが、ここで何を教えるのですか。

○大平國務大臣 現に勤務しておる者の再教育、それから新規に採用する者の教育、さらには府県等でも私にも関係いたしておりますガス取締法その他関連した技術の教授等をするわけでございます。通産省関係の公務員といたしまして、その資質の向上をはかるために、各段階に際しましていろいろの科目を組み合わせて成果をあげたいと思つております。

○麻生委員 今度こういう機関を特に設置されるということ、しかも予算を伴つてつくられるので、やはりいままでのあり方の中で欠陥がある、その欠陥をさらに補うためにこういう研修機関を

打ち立てるといふことになるわけですが、そうすると、いままでの状態の中ではどういふところに欠陥があったのですか、なほ足らざるどころがあったのですか。

○両角政府委員 ただいま大臣から申し上げましたように、従来とも当省におきましては、新入所者の研修でございますとか、あるいは語学研修でございますとか、いろいろ行なつてまいりました。時代の要請にこたへまして、より幅広く、かつより深く研修を実施することが必要である、かような見地から新しい研修所を設置したい、こういう趣旨でございます。

○麻生委員 それは、より幅広く、より深くといふのはわかりませんが、これは建物を建てるのでしよう。いままで建物はなかったのでしょうか。要するに建物を建てたいということですか。

○両角政府委員 施設につきましては、本年の三月にすでに完成をいたしております。この研修所の設置をお願いいたしまして建てるわけではございません。

○麻生委員 それはそう言つたつて、そのつもりで建てたのでしよう。そうすると、いままでやつてきた研修の内容と、その建物を利用することによつてやる研修の内容とは、具体的にどう違つてくるのですか。

○両角政府委員 一つの差異は、合宿制をとらせていたかどうかでございます。それによりまして研修時間の延長、研修人員の増強ということをはかつてまいりたいと思ひます。

○麻生委員 それは合宿させるということだけあれでしょうが、研修内容ですら私の言ひのほうは、

○両角政府委員 内容の点につきましては、従来の語学、あるいは技術研修等、より時間をかけて行なうことが可能になりますけれども、新たに、いままでと異なりまして、都道府県の火薬類の取り締まり、あるいは高圧ガスの取り締まりといふことを、府県職員を対象といたしまして、必要な研修が行なわれるようになるという点でございます。

でございますから、私といたしましてはせめて、私にすぐ仕えておるます次官を掌握しなければいかぬと思ひます。それから官房長以下各局長の段階までは少なくとも私が責任を持たなければいかぬ。各局長は自分の掌握できる力量の限界でその次の課長、課長補佐クラスに対して責任を持ってもらわなければ困ると思ひます。そのように段階ごとに責任体制を確立していただかなければならぬと思ひます。こういふビュロークラシー、とりわけ会社、銀行でございますならばメリットがちゃんと損益計算書とか貸借対照表に出ていくわけでございますけれども、この役所の仕事というのは、成果をあげたとかあげないとかいうようなこと、ほんとうのメリットが出ないわけなのです。公金を扱っておるのでございます。民間の場合は会計検査院なんてなくても厳正に経理されるわけでございますけれども、役所の場合はわざわざああいふ憲法上の機関を設けて、いろんな安全保障を考えなければならぬところに政府のビュロークラシーの持つ欠陥があると思ひるのでございます。したがって、結局自分の掌握できる範囲においては少なくともぎりぎり責任を持たなければならぬ。それだけの気概と勇氣をもつてやらなければならぬと思ひます。

○麻生委員 いますぐここで結論の出るようなことじゃないと思ひますがね。私はやっぱり日本の政治のあり方にも一つの無責任体系があると思ひますよ。諸外国の例を引いてみても、たとえば大臣になれば四年なら四年責任を持ちますわね。ところが日本の大臣は責任を持たないで、いつ首を飛ばされるかわからぬ。大臣がいま言われたように渡り鳥。上がそのとおりですから、下が渡り鳥になるのはあたりまえです。そういうことになつて、渡り鳥じゃないものは下級官僚だけだといふことになる。そこから上はみんな渡り鳥になつてしまふ、事実の問題として。そこにひとつ本質的に考へてみるべき行政体系のあり方と責任体制の問題があると思ひます。

お役所と民間との間の問題です。たとえば民間企業に対してあまりにも細部にわたる規制をし過ぎている面があるのではないか。はなはだ率直に申し上げますと、この種の事件が起つて一番泣きつらをかくのは業者なのです。なぜそういうことが起こるかという点、この種の問題が起つたときは、まずおしなべてどの役所でもそうですが、官僚は一律に規定どおりにする。そうなるのが、官僚が一番いじめられるのは業者なのです。うちは汚職事件が出てたいへんだからいまは会えなさい、いまは話ができない。そうすると、もう規定だけのものを押しつけられてくる。いろいろな通産省が監督、督励している業者たちが、率直なところ意見をそのまますぐと、逆にいまの規定どおりのものをびしとやったら事業といふものはできなくなつてしまふという声のほろが現実問題として多いのです。そうするとここに一つの問題点が起るの、つまり規制をし過ぎて、だからその規制どおりにやったら、事業といふのは動かない面がたゞさんあるわけですよ。たとえば本年度はこういう計画でやつても、その計画どおりにかない。それが流動化している世界情勢なのです。だから必ずしも規制されたとおりに事業といふものは運用できないところにまた事業の妙味もあるわけでしょう。ところが細部にわたつて規制し過ぎていたために、その規制どおりにやれば事業が動かない。だから事業家のほうは、何とかその規制に目をつぶつてもらいたいと思ひわけですよ。これは率直なところ目をつぶつてもらわなければ事業が推進できない。その目をつぶつてもらいたいといふところに、ある意味からいふと汚職の発生源があるわけですよ。

これは通産行政だけではなく、日本の官僚行政全般について言えることだが、たとえばある程度その事業なら事業を支援する、育成するとかめたら、そのあとのことはやはり事業家にまかせていくといふ体制を思い切つてとる必要があるのではないか。こういうことをしてはいけませんよ、あ

あいうことをしてはいけませんよ、こういうことに使つてはいけませんよといふことを規制すればするほど、事業家の目から見れば、規制をそのまま締めつけたら事業はお手上げだ、だからお目こぼしをといふことになる。そこに汚職が生まれるといふような悪循環がある。これは大臣どう考えますか。

○大平国務大臣 非常に自由民主党的な発想で激励を賜りましたが、私は麻生さんの言われたとおりの考え方であるべきだと思ひます。うちは大體経済のことは、そこに命運をかけてやっております。事業家の創意くふう、丹精を土合にしなればならぬことは当然だと思ひます。丹精を土合にして、できるだけ政府の介入は最小限度にとどめたい、そういう趣旨でやるべきだと思ひます。ただ、時代が進みまして社会政策的な、政府が干渉しなければいけない分野が広がつて、きより御議論になりました公書の問題一つ取り上げてみても、これはどうしても政府が介入せざるを得ないような新たな事態なのでございます。したがつてすつきりやりたいわけでございますけれども、そこは最小限度にとめなければならぬという基本方針にのっとりながら、新しい問題を取り逃がすわけにまいりませんので、十分配慮しながら最小限度の介入にとどめるといふような配慮を常に怠つてはならないと思ひます。私は基本的な考え方として全く同意でございます。私は

○麻生委員 この汚職問題は、大臣ひとつ真剣に考へていただいて、特に業者と一番密接な関係にある通産省、ここが汚職の発生源になつてくるというところになりますと、外国の信用がまず落ちますよ。これから対米折衝で、織機、自動車その他いろいろと関税問題についても難問が控えている最中に、問題の通産省でこういう汚職が出ると、対外的な信用はまず落ちると覚悟しなければならぬ。国民の政治に対する信用も失墜してくることは当然です。ですからひとつ、いろいろな研修内容もあると思ひますが、最後にこれだけの研修、特に高度の識見を持つ官僚を育成すると

いふことがある以上、技術面ばかりでなくて先ほど言われたモラル、たとえば今度の汚職事件で警視庁が捜査したら、通産省の中で職員が時間中にマージャンをしていたことが発覚しておりますね。マージャンをしてるぐらいのことはわからないのですかね。こういうことではどうにもなりませんよ。だからこの研修所をおつくりになつたときに、形ばかりの技術研修ではなくて、これはほんとうにあなたが初めに言われたモラル、これの徹底と同時に、ただ下級の官僚を道徳だけで押し込めるといふことではやはりどこかにうづぶんが出る。やはり彼らにも希望がある行政機構のあり方といふものを再検討する必要がある。そういう点に特に留意をされてこの研修所の運営に当たつていただきたい。これを申し上げまして私の質問を終わります。

○藤田委員長 これにて質疑は終局いたしました。

○藤田委員長 ただいま委員長の手元に、伊能繁次郎君外三名より本案に対する修正案が提出されております。

通産省省設置法の一部を改正する法律案 に対する修正案
通産省省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則中「昭和四十四年四月一日」を「公布の日」に改める。

○藤田委員長 提出者より趣旨の説明を聴取いたします。伊能繁次郎君。

○伊能委員 ただいま議題となりました通産省設置法の一部を改正する法律案に対する自民、社会、民社、公明四党共同提案にかかる修正案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

案文はすでにお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます、その要旨を申し上げます。

ますと、本改正案は、昭和四十四年四月一日から施行することとしておりますが、すでにその日も経過しておりますので、これを公布の日に改めることにするものであります。
よろしく御賛同くださるようお願い申し上げます。

○藤田委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付するものでありますが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決に入ります。
通商産業省設置法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。
まず、伊能繁次郎君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。
次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。
これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては原案のとおり可決いたしました。
これにて、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

は、これにて散会いたします。
午後六時五十三分散会

内閣委員会議録第四号中正誤

ペシ 段 行 誤	正
一〇 三 三 未満のかかる	未満の者にかか
三 一 未至 一個小隊	一個中隊
同 第五号中正誤	
ペシ 段 行 誤	正
三 四 三 動す	動かす
同 第十号中正誤	
ペシ 段 行 誤	正
二 三 未至 〇鈴切委員	〇受田委員
二 四 未至 〇沢田説明委員	〇沢田説明員

昭和四十四年四月十一日印刷

昭和四十四年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局